

平成26年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 6 年 1 2 月 1 8 日 (木曜日)

議 事 日 程 (第4号)

- 第1 議案第82号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第2 議案第83号 四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第3 議案第84号 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第85号 平成26年度四万十町一般会計補正予算 (第6号)
- 第5 議案第93号 平成26年度四万十町一般会計補正予算 (第7号)
- 第6 議案第86号 平成26年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第7 議案第87号 平成26年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算 (第3号)
- 第8 議案第88号 平成26年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算 (第2号)
- 第9 議案第89号 平成26年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第10 議案第90号 平成26年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第11 議案第91号 平成26年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)
- 第12 議案第92号 平成26年度四万十町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第13 陳情第26-7号 集落活動センター施設早期建設陳情書
- 第14 陳情第26-27号 総理大臣限定、選出選挙を求める陳情
- 第15 陳情第26-26号 中学生の音感教育の必修化による教育改革を求める陳情
- 第16 陳情第26-22号 鍛冶屋瀬橋欄干改善の陳情書
- 第17 発委第17号 四万十町議会議員政治倫理条例の制定について
- 第18 発委第18号 アスベストによる健康被害の救済と対策を求める意見書
- 第19 発委第19号 トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書
- 第20 発委第20号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書
- 第21 発委第21号 「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向け

た意見書

第22 議員派遣の件

第23 閉会中の継続審査・調査の申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（20名）

1番	西原眞衣君	2番	槇野章君
3番	田邊哲夫君	4番	岩井優之介君
5番	中屋康君	6番	津野吉得君
7番	山上利嗣君	8番	緒方正綱君
9番	橋本保君	10番	堀本伸一君
11番	林健三君	12番	山岡義正君
13番	吉村アツ子君	14番	下元真之君
15番	下元昇君	16番	橋本章央君
17番	酒井祥成君	18番	竹内常喜君
19番	岡峯久雄君	20番	宮地章一君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
会計管理者	左脇淳君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君
危機管理課長	野村和弘君	企画課長	敷地敬介君
農林水産課長	熊谷敏郎君	商工観光課長	植村有三君
税務課長	永尾一雄君	町民環境課長	山脇一生君
建設課長	佐竹一夫君	健康福祉課長	市川敏英君
上下水道課長	高橋一夫君	教育委員長	谷脇健司君
教育長	川上哲男君	教育次長兼学校教育課長	岡澄子君

生涯学習課長	宮 地 正 人 君	農業委員会事務局長	西 谷 久 美 君
代表監査委員	中 岡 全 君	総務課財政班長	大 元 学 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	下 藤 広 美 君	町民生活課長兼国保大正診療所事務長	永 尾 ゆ み 君
-----------	-----------	-------------------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	仲 治 幸 君	町民生活課長兼国保十和診療所事務長	林 久 志 君
-----------	---------	-------------------	---------

~~~~~

事務局職員出席者

|        |         |     |           |
|--------|---------|-----|-----------|
| 議会事務局長 | 田 辺 卓 君 | 次 長 | 武 田 枝 里 君 |
| 書 記    | 吉 村 愛 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成26年第 4 回四万十町議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第 1 議案第82号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第82号について討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許可します。

西原眞衣君。

○1 番（西原眞衣君） 反対討論を始めさせていただきます。

議案第82号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

公務員給与の削減を 6 月議会で質問しました。総務課長及び町長の答弁は、公務員給与は民間給与に準じて適正に設定されており、高知県の民間所得の低さを物語る自主財源比率の低さは、その分、地方交付税によって補正され、全国一律の行政サービスを確保しているので、ご理解いただきたいという内容でした。

しかし、一般の町民の大多数は重税感を持っており、片や、それに見合う行政サービス、これには当然年金や医療も含まれます、を受けているとは実感しておりません。

このかい離はどこから来るのか。今回の期末勤勉手当の引上げは県の人事委員会の勧告に基づくものであるとの説明がありましたので、県の人事委員会に問合せをしてみました。平成18年に人事院と全国の人事委員会の共同調査によって、民間給与の全国的な差異が著しいことが分かり、これに見合うように、つまり各県の実情に合うように、地方公務員給与の大幅な削減、これは内容的には基本給の削減と期末勤勉手当の掛け率の削減の両

方を含みますが、人事院によって勧告されました。それまでは国家公務員給与と地方公務員給与は、基本給ベースでも期末勤勉手当、つまりボーナスの掛け率でもほぼ均衡していたそうです。

それを受けた県は県職の基本給を大幅に引下げざるを得なくなり、その緩和措置として、減額分を一般財源から補填してきたそうです。その理由は、東京都などでは地域手当で減額分をカバーできるが、高知県ではそれができないのでということでした。皆さん、実に奇怪な理屈だと思いませんか。結局人事院勧告に従わず、給与を実質削減しなかったということです。

しかし、この制度も去年で廃止になり、基本給が下がったので、その分、高知県の民間のボーナスの掛け率が上がったので、それに準じて公務員の期末勤勉手当の掛け率も上げたというのが実情のようです。平成26年度においては、平成18年以来の公務員と民間の期末勤勉手当の掛け率の乖離は埋まっているというのが人事院及び県人事委員会の公式見解です。

先日、県職員の給与支給総額が減額され、その背景には基本給の減額があったのではないかという内容の報道がなされました。

ここで、県の人事委員会の言う民間とは、従業員規模50人以上の県内企業106社のことで、従業員数は、合計3,921人、その母集団は1万1,940人です。従業員規模50人以上の企業214社から無作為抽出で114社を選び、調査票を送り、回答数が106社であったということです。

○議長（宮地章一君） 西原君。ちょっとケーブル映ってないので、ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

午前9時35分 休憩

午前9時54分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町民の皆さん方におわびを申し上げます。

会議途中ではございましたけれども、ケーブルテレビの故障により一時中断をいたしました。ただいまから会議を再開いたします。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

西原真衣君。

○1番（西原眞衣君） 今から反対討論を始めさせていただきます。

議案第82号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

公務員給与の削減を6月議会で質問しました。総務課長及び町長の答弁は、公務員給与は民間給与に準じて適正に設定されており、高知県の民間所得の低さを物語る自主財源比率の低さは、その分、地方交付税によって補正され、全国一律の行政サービスを確保しているので、ご理解いただきたいという内容でした。

しかし、一般の町民の大多数は重税感を持っており、片や、それに見合う行政サービス、これには当然年金や医療も含まれます、を受けているとは実感しておりません。

このかい離はどこから来るのか。今回の期末勤勉手当の引上げは県の人事委員会の勧告に基づくものであるとの説明がありましたので、県の人事委員会に直接問合せをしてみました。平成18年に人事院と全国の人事委員会の共同調査によって、民間給与の全国的な差異が著しいことが分かり、これに見合うように、つまり各県の実情に合うように、地方公務員給与の大幅な削減、これは内容的には基本給の削減と期末勤勉手当の掛け率の削減の両方を含みますが、人事院によって勧告されました。それまでは国家公務員給与と地方公務員給与は、基本給ベースでも期末勤勉手当、つまり民間で言うところのボーナスの掛け率でもほぼ均衡していたそうです。

それを受けた県は県職の基本給を大幅に引下げざるを得なくなり、その緩和措置として、減額分を一般財源から補填してきたそうです。その理由は、東京都などでは地域手当で減額分をカバーできるが、高知県ではそれができないのでということでした。皆さん、実に奇怪な理屈だと思いませんか。結局人事院勧告に従わず、給与を実質減額しなかったということです。

しかし、この制度も去年で廃止になり、基本給が下がったので、その分、高知県の民間のボーナスの掛け率が上がったのを受けて、それに準じて公務員の期末勤勉手当の掛け率も上げたというのが実情のようです。平成26年度においては、平成18年以来の公務員と民間の期末勤勉手当の掛け率のかい離は埋まっているというのが人事院及び県人事委員会の公式見解です。

先日、県職員の給与支給総額が減額され、その背景には基本給の減額があったのではないかという内容の報道がなされたそうです。

ここで、県の人事委員会の言う民間とは、従業員規模50人以上の県内企業106社のことで、総従業員数は合計3,921人、その母集団は1万1,940人です。従業員規模50人以上の企

業214社から無作為抽出された114社を選び、調査票を送り、回答数が106社であったということです。ここで皆さん、注目してください、標本数が母集団の30%強である、普通通常では考えられないようなこの特異な統計調査の手法に。

そこで高知県統計課に問合せをして、高知県下の全事業所数と、そのうち従業員50人以上の事業所数を調べました。高知県下の全事業所数は3万6,771社、そのうち従業員50人以上は742社でした。比率にして2%です。次に四万十町にある全事業所数と、その中の従業員50人以上の事業所の数を調べました。全事業所数は1,007社、従業員50人以上は11社でした。比率にして1%です。そのような状況で県の人事委員会は3万6,771社から従業員50人以上に絞って、214社を選び出しているということになります。

この統計手法には、実に作為が存在します。会社の規模や業種など、他の類似の構成団体というのが人事委員会の言い分らしいです。県内の業種を一定の比率で網羅しているようですが、その詳細はここでは割愛します。私はそもそも競争原理の働いてない役所で実現している公務員給与と、競争原理の中でしか存在し得ないところで実現している民間給与を比較すること自体がおかしいと考えていますので、先日の十和国保診療所の医師の確保や、診療所職員の地元患者への対応を巡る堀本議員の質問に答えての森副町長の答弁の中にもありましたように、民間があつてこそその行政であることには誰も異を唱えることはできない以上、この統計手法の正当性を認めることは到底できません。

併せて、本当に民間給与が従業員のボーナスを上げることができるほど順調に推移しているのか、大いに疑問を感じましたので、国税庁のホームページにアクセスし、高松国税局の出した過去の高知県給与所得の総額を調べてみました。平成18年から平成24年までしか掲載されていませんでしたが、内訳はこうです。平成18年度377億9,428万8,000円、平成19年度299億8,868万8,000円、平成20年度291億2,472万9,000円、平成21年度274億4,291万5,000円、平成22年度272億4,625万9,000円、平成23年度290億216万7,000円です。すみません、飛びました、平成24が抜かってました。平成24年度287億292万8,000円です。平成18年から19年にかけて100億円近い落ち込みが見られるほかは、280億円前後で推移していることが分かります。

四万十町の民間給与所得の推移も調べてみました。これは資料が四万十町税務課にありました。平成18年130億5,614万1,000円、平成19年124億8,588万9,000円、平成20年120億3,153万5,000円、平成21年118億1,542万9,000円、平成22年112億4,287万円、平成23年114億5,019万2,000円、平成24年113億8,244万4,000円、平成25年111億7,132万円です。実

に下降線をたどっていることが分かります。結論として、人事院が平成18年に勧告した民間給与の地域間格差は少なくとも高知県、そしてなお一層この四万十町においては是正されていません。

これら全体から見えてくることは、世の人々の生活実感や重税感、将来への不安感とは無縁のところでは民間給与、基本給、諸手当をその時々都合で作為的に操作しながら、国家ぐるみで公務員給与の実質的な目減りが起きないように周到に配慮されているということです。

その証拠として、私のような一個人でさえ調べられる事実に関して報道が一切触れていないという事実が挙げられます。先日、高知県の民間のボーナスの引上げに伴い、県の職員の12月に支給される月例給と、基本給のことですが、期末勤勉手当の総額である前期支給額が昨年より減少した。その背景には基本給の削減があるのではないかという内容の報道がなされたそうです。しかし、その真相は、一般財源からの基本給の補填ができなくなったので、期末勤勉手当の掛け率を上げて、総支給額が目減りを防いだということに尽きるのではないのでしょうか、私は直に人事委員会の職員から電話で聞いたのですから。実に流布されることが好ましくない事実というのが、この国にも町にも存在しているように見受けられます。私はこのようなことを知れば知るほど、あの国民年金記録の紛失事件を思い出します。あのとき、決して公務員に将来支給される共済年金の記録は紛失されなかったことを、我々は記憶にとどめなくてはならないと思います。

以上の理由で、私はこの議案第82号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について断固反対します。

以上です。

○議長(宮地章一君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番(田邊哲夫君) それでは、私は議案第82号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論に参加をいたします。

ただいま、1番議員から議案第82号については反対の立場で討論をされました。

1番議員はご承知のように6月でも、自分自身もこの問題については指摘をしたということでもありますけれども、9月の定例議会において、25年度の一般会計、特別会計の決算の審査を行いました。皆さんもご承知のとおりです。その中で、一般会計の中には町長を

始め職員、議員の決算も入ってます。その中で何ら質疑にも参加をせず、ましてや全会一致で決算書が認められたという経過があるわけです。1番議員の言うことと行動が全く整合性のないことは明らかであろうかと私は感じています。本来、言うことが自分が正しいと思うならば、あの25年度決算、職員の給与を認めるべきではないというのが本来の筋ではないかと私は考えているところでございますし、1番議員の町民に向けての文書の中でも、歴代議員の責任は重いということで書かれておりますけれども、1番議員も歴代議員の一員ではないかというふうにこの結果を見て思うわけでございます。

さて、今回の提案の職員の給与に関する条例の一部改正ですが、期末勤勉手当の引上げでございますし、一般質問でも取り上げましたけれども、四万十町の一般会計の財政状況を見たときに、決して1番議員が言ったように、自分ではありませんけれども、町民の社会福祉、教育、全ての面で財源的には十分賄える状況にあって、決して町民のサービスを削るような職員の給与引上げでもないわけで、今回の職員の影響をする額は1,000万円くらいでございますので、決して町の財政ひっ迫する状況ではございません。ましてや、職員の給与というのは議員の歳費と違って、当然議員も税金で私ども支給をされています。私が言いたいのは、職員の給与の引下げ求めるだけではなくて、せめて自分自身頂いている議員歳費はどうなのかという視点も大事ではないかというふうにも考えるところでございます。

そういった中で、職員は必死に町民のためのサービス向上のために努力をされています。そういった中で、国全体が、消費税が4月に3%引上げになって、現実大変な生活苦に国民もあえいでいます。その一因も職員でもあるわけですし、ましてや四万十町内の自営業者を含めて消費動向が大変厳しい状況の中にあって、今回引上げによって四万十町の消費に職員が努力してもらうということをぜひともお願いをしたいところでもあるわけでございますし、政府も今、大企業中心に内部留保が285兆円もあるわけですので、それを何とか取り崩してもらうように総理大臣も努力をしているさなかでございますので、そういった意味で職員、国民の従業員の方々も同様に引上げをしてもらうようなことを、私どもも努力せないといけない状況ではないかと考えているところでございます。ぜひ同僚議員の、この第82号議案についてはご賛同いただきますようお願いし、賛成討論に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮地章一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第82号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第82号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者多数〕

○議長（宮地章一君） 賛成多数です。反対者、西原眞衣君。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第2 議案第83号四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第83号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第83号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第3 議案第84号四万十町国民健康保険条例の一部を改正す

る条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第84号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第84号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第4 議案第85号平成26年度四万十町一般会計補正予算（第6号）について、日程第5 議案第93号平成26年度四万十町一般会計補正予算（第7号）について、以上、議案第85号及び議案第93号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

中屋康君。

○5番（中屋康君） それでは、補正予算のほうの質疑ということで、お時間をいただきたいと思います。

何点かありますので、簡単に順次行きます。

まず予算資料を見ていただきます。予算資料の私のほうは2ページです。内容は、漂着

ごみ除去委託事業ということでもあります。先般町長のほうからあらあらご説明をいただきましたので、十分承知をしてるんですが。

実はこの漂着ごみというのは、今回台風の被害を受けましたビニール等が四万十川の沿線沿いに非常にたくさん漂着をいたしまして、大変景観が見苦しくなっているということで、多数の町民の皆さんから、従前からご指摘を受けておって、今回除去をするということでありまして、シルバー人材センターに委託をされて、60万円ということで予算を付けられております。

四万十川を現在車で走ってみますと、かなり広くこの漂着ごみが分散をしておりますので、この60万円の範囲で、今回で全部除去をされるのか。この期間が1月から2月ということで、年明けて3月22日は一斉清掃もしますということではありますが、これの60万円で人材センターさんへお願いをして、しっかり除去ができるようないわゆる予算補填になっているのか。そのあたりのスケジュール等、もしこれが第一弾目なのか、一回でこれを終わらすのか、そのあたりを詳しくお伺いをしたいのが一点です。

もう一点、この予算説明の資料の中では、6ページを開けていただきましたら、内容は四万十川桜マラソンの開催事業ということで、今回初めて前夜祭を実施して、参加される方におもてなしをしたいということでもありますので、これも結構な話だと思うんで、これも従前から話が出ておりました。今回おもてなしをするに当たって、多くは前夜祭でしっかり四万十町の美味しいものを食べていただくということが主体的に書いてありますので、参加料が2,000円掛ける250人ぐらいの人数で、補助金50万円ということで今回補填をするということになってますが。思わく、この3月の実施でありますので、食材としてもなかなか苦勞をされるということでもあります。せっかく来ていただく方にやはり四万十町の魅力あるものを食べていただくということでもあります。果たしてこの50万円で賄いができていうことの心配もありますし、こういった形でこれを、宴席を広げていくかというところも、大体のイメージ的なものを聞かしていただいたら、参加される方、あるいは今からエントリーされる方、いろいろあろうかと思いますが、そのあたりのとこの把握、承知ができるかと思しますので、実行委員、その前夜祭の内容をお伺いしたいということが二点目です。

それからもう一点。これは予算書を見ていただきましたらいいと思うんですが、28ページの、項目が保健衛生の関係です。衛生費のほうの4款の分でありまして、区分が、節が19の区分で浄化槽の関係です。807万6,000円ということで、浄化槽の設置整備事業という

ことで、この期に補正をかけておられるということでもありますので、浄化槽事業800万円という結構大きい事業ではありますが、こういった場所で今回この補正をかけて浄化槽が、恐らくは、イメージとしてはどっか1か所大きい団地か何かに、そういうところの設置だとは思いますが、浄化槽の今事業です。だんだんには進んでおると思いますが、特に窪川町あたりの今からの仕事、やはり少ない部分があるやに以前から承知しておりますので、そのあたりの補正がかかった内容をもうちょっと詳しくお伺いをしておきたいなということで、お願いをしておきたいと思います。

それで、もう一つです。これは、すみません、時間取って申し訳ない。もう一つ、これ、学校教育費の関係で41ページです。もう一点だけお伺いしておきたいと思います。

常々思うんですが、この時期に、これ、41ページの区分で11、節の部分で11の需要費というところがあります。ちょうど真ん中ほどですが。内容は、学校管理費の関係で、これ、小中学校共に光熱費がこの時期200万円、これは中学校、小学校のほうにも180万円ですか、いうことになっておりますね。この時期の光熱費というのは、恐らく当初予算であらあら予算付けしてと思うんですけど、やはり光熱費が非常に上がっております。特異な現象なのか、はたまたこの時期にやはりこういう増額をせないかんというところは、こういったところに光熱費が多く掛かってるかなというところお伺いをしておきたいなと思います。

以上、四点になりますか、お願いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） 私のほうから二点お答えさせていただきます。

まず、一点目ですが、漂着ごみの除去委託事業でございます。

議員おっしゃられるとおり、11号台風の影響によりまして、非常に河川、ビニールごみが目立って、非常に景観を損なう状態になっております。このため10月26日の日に臨時的に四万十川の一斉清掃ということで、町民始め、各企業・団体の皆様のご協力を得まして清掃も行ったところでございますが、やはり高所に非常に、目立つところに残っていると。また膨大な量がかかっておるということで、ごみ量としては8,650kgを回収したところでございますが、まだまだ非常に見苦しい状態が残っております。このため、シルバーに委託をしまして、60万円という金額ですので、人役にしますと約80人役になろうかと思いますが、これで全てが取れるかと言いますと、十分ではないというふうに考えております。やはりJRから見えるところ、それから国道381号線、ごみの量が窪川・大正のほうで

非常に多く目立っております。比較的十和地域は少ないように思うわけですが。そういったところについて、重点的にシルバーのほうに委託をして取っていただくと。それと、1月、本当は12月に実施したかったわけですが、役場職員によってやはり一定目立つところは回収するというようなことも段取りしてやらんと、きれいな四万十川というふうにはなかなかならないんじゃないかというふうにも思っております。

それから、直接的な河川管理者は県になりますので、県のほうにも協力要請をして、一緒になって景観を保全していくというような形で清掃活動をしていきたいと。3月には桜マラソン前に一斉清掃ということで、これも段取りしておりますが、この場合には不燃ごみ、こういったごみも一緒に回収するというので例年どおりやっていきたい。4月以降の桜マラソン以降、観光シーズンにもなりますので、それまでには、できるだけ早い時期に河川の景観を元へ戻していきたいというふうに考えているところでございます。

それからもう一点、浄化槽の補助金の807万6,000円の補正についてでございます。これにつきましては、26年当初予算で55基の2,089万4,000円を予算化しておりました。そして9月の時点で若干増えそうなので、88万6,000円を追加補正をさせていただいております。しかしながら、これ、11月11日時点で予算要求をしておりますので、その時点で2,686万4,000円という申込みがございました。それに11月以降の、来年の3月までに見込まれる、予想される数字として8基分を加えました807万6,000円を追加予算として今回計上させていただいたところです。23年57基、24年49基と、ちょっとこの2年間については低迷しておりましたが、25年は消費税が改正されるということもありまして、駆け込みで75基設置されております。それから26年度の最終的な見込みとしては80基行くんではないかということで、全体では不足分807万6,000円の今回の補正ということになっております。四万十町、流域5市町の中では最も浄化槽の設置率も低いということでございまして、それを何とかしようというところで補正をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 生涯学習課長宮地正人君。

○生涯学習課長（宮地正人君） 私のほうからは予算資料の6ページ、四万十川桜マラソンの前夜祭の内容についてというご質問でございます。

来年の3月29日に実施します桜マラソン大会、その前日28日に前夜祭を行いまして、参加者、ランナーや大会関係者が交流を深めるとともに、大会本番前に向けて英気を養っていただく。そして四万十町の豊富な食材を提供することで、四万十町を全国的に発信す

る、おもてなしの心で全国大会にかける熱意をアピールしたいということで今回実施をさせていただくことになっております。

今回の内容につきましてはまだ詳細、実行委員会でまだ予算を決めていただいておりますので、決まっておりますませんが、内容的には、アトラクションとしましては、例えばオペラ四万十とか、よさこい鳴子踊りなんかのアトラクション、そして食事なんかは四万十町産、高知県産の食材を使った立食のバイキングなどを検討しております。そして四万十町産、地場産品の試食なんかもしていただければというようなことを今後実行委員会で検討していきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） 小中学校の需用費であります光熱水費の補正額につきまして、これは各町内の小中学校のそれぞれの電気料に関わる分です。小学校が180万3,000円。こちらは12校の電気料でございまして、当初予算では前年度のベースで予算計上いたしておりました。本来でありましたら消費税値上げ分等も加味するところでしたが、当初につきましては前年度で計上しておりましたので、消費税分、それと電気料の値上げと言いますか、そちらの分の影響だと思われま。1校で12、13万円の不足が生じておるとい、平均でなっております。

中学校につきましては金額が大きいところでございますが、こちらも当初予算を同じような形で計上しておまして、不足分が生じますが。それと中学校につきましては、昨年度、普通教室にエアコンを設置いたしました。夏季休業中の加力授業でありますとか、それと通常時でも基本的には、学校では30度以上に室内温度がなった場合に使用するようという形をお願いをしておるところで、学校でもできる範囲で、極力そういう使用の方法については注意をさせていただいておりますが、どうしても夏場暑い場合の学力、せっかく付けておるもの、設置しておるもので、学力の低下に、集中ができないという状況にはならないように使用していただくということにしておりますので、どうしてもその分で不足が生じたところでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） 各所管からご答弁をいただきましたので、もう一度だけ補足というか、お伺いしたいところだけお伺いをしていきたいと思ひます。

まず、2ページの、先ほどの漂着ごみの関係ですね、大体内容分かりました。今回80人役ですか、ですれば、それで解消できるんだということですが。

今から除去をしていくということでありまして、県のほうにも協力要請をするということですが、やはり今年これだけ台風があったのでということではありますが、台風がない年でも、大きい台風がない年でも結構この漂着ごみというのは沿線の方、特に下流方面の方からの声が結構上がってきてまして、いつもかかってしまうということで、大半はビニールということですが。

この原因、原因をやはりはっきり、それは家庭からのそのまま放り投げるごみというのは多分ないと思う、今ごみ回収がしっかりしたこの時期に、分別もしっかりしておりますので。やはりこのビニールが漂着するというのは何かその原因があつてのことなので、毎回毎回こういうケース、特に大きな水が出ますとこういうことなので。言つては悪いんですが上流、下流でそういうことはあまり起きないと思うんで、上流で、どこかで原因があるということなので、やはり原因を、究明をしながら、そういう場所、なかなか特定は難しいかも知れませんが、啓発活動も含めて、やはりこれ、ごみがこういう時期に漂着が、できるだけ少なくするという努力もしないと、毎年毎年同じようなケースになってしまうということでもありますので、その原因は何なのか。恐らくいろいろ検討は、考えられておるとは思うんですが、そのあたり、もしある一定のそういう把握をしておるようでしたら、それに向けての解決策というか、ところの努力はされているのかどうか、一つ伺いをしておきたいなと思っています。

それから併せて、職員さんもいつも苦労して河川出てやっておりますけども、今回は3月22日に一斉清掃します。ボランティアの方を、皆さん町の方が出てやるわけですがけれども、毎回一生懸命たくさんの方が出ております、やはりボランティアの方も含めて。

取り分け私常々思うんですけど、学校教育、ちょっと話振って悪いんですけども、学校の総合教育、こういう町をきれいにするという意味合いからすると、生徒さんあたりに、子どもさんあたりもこの時期に合わせて、時間をちょっとずらしていただいて、やはり動員して親子共々一斉に出て、河川をきれいにしていこうというような時間の取り合わせもあってもいいかなという思いがありますので、そこら、ぜひ今後の検討にしていきたいとは思っております。

そういうことで、取りあえず原因を、そういうあたりを究明して、原因をやはりはっきりしとかなないと、また来年、再来年同じようにこういうごみの漂着、取り分けビニールが

かかってしまいますので、そのあたりのところをもう一回お伺いをしておきたいのと、シルバー人材さんのほうも60万円の仕事でありますけども、先ほちょっと課長のほうから、これ、今年これで、一回きりでやるのか、今年度はですね。これできれいになればもうそれで結構なんですけど、なかなか広範囲ですので、十和まで、十川地区まで流れていておりますので、そのあたりのところを、もしきれいにならなかったらもう一回やるのかどうか、予算、もう一回補正をかけるのかどうか。そこをお伺いをしておきたいなと思ってます。

それから桜マラソンについては、十分内容をまだ詰めてないということですが、大体アトラクションを、こんなことをしますといったところの、食材もこういうことをしますという、バイキング方式にするというので承知しました。できるだけたくさんの、地域の方の食材が出るように、広く窪川から十和のあたりまでの皆さんのご意見も伺って、たくさん、豊富な前夜祭の食材にしてもらいたいなと思ってます。

それから学校の光熱費の関係は十分承知しました。取り分け、常々私がお願いもする感じでエアコンも増備をしますし、夏場の、やはり今年大変暑かったのも、非常にそこにお金も掛かったかなという感じがしますので、そういうしわ寄せということで十分承知しましたので、了解をいたしました。その、あと二点だけお伺いしておきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） お答えをさせていただきたいと思います。

今回のビニールの漂着ごみが多かった、これについて原因を究明しているのか、今後どうするかというようなご質問でございました。

はっきり言って原因究明というところまで、今現在かっちりしているところではございませんが、やはりごみの、漂着しているビニールを見たときに、通常は漬からないというところで、園芸農家さん等も農協のほうへ年二回、ハウスビニールを処分するために出すということになっておりますが、それまでの間置いておったと。田んぼの縁で通常は漬からないというところで保管はしておったものが、今回の異常増水によって流されたというようなことも一つの原因ではないかなというふうにも思います。

それから、風によって飛ばされたごみといったようなもんもございますので、今後町民環境課としましては、そういったものの保管場所についてのお願いといったような形で啓発もしながら、できるだけ河川へごみが飛ばないように、漂着ごみとしてかからないような対策として、また啓発等も取り組んでいきたいというふうに思っております。

それからもう一点、きれいにならなかったらということでございます。やはり今回の60万円のお金で全てのところを取りきるとするのは無理があらうと思います。先ほど言いましたように、JRからの見えるところ、それから国道から見えるところといったところをまず重点的に取っていただくということをお願いして、それから先ほど言いました、職員のほうでも出る、それから県のほうへも協力要請するといったところで、できるだけきれいにするというところで、それで残ったもんについては3月の一斉清掃のときに、残っておるところを重点的に人を割り当てるといったような収集・回収体制、こういったものを組んで回収をしていくというふうな形で、できるだけ観光シーズンに間に合わせるように、そのときにはきれいになっておるといような状況にしていきたいというふうには考えております。できるだけ河川にビニールごみがない状態に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

竹内常喜君。

○18番（竹内常喜君） 予算資料の4ページの下段ですが、興津の津波避難タワーの屋上の屋根設置事業ですが、今回1号塔と4号塔、その2塔についての屋根の設置ということで予算化をしております。

この内容について、屋根だけの設置なのか、またそこを、へり周りも囲うて、中を、その中で避難ができるような状態にするのか。そしてその1号塔、または4号塔、これに避難をする人、その人数を、大体どれくらいの人数を把握をしているのかを教えてくださいたいと思います。

そして5ページですが、これも興津のへりポートの関係です。これ、写真も出ておるわけですが、今まではシートを張って法面の草を生やさないようにという工法がなされておっても、風でそのシートが吹き飛ばされて、今回モルタルでの施工という内容になっておりますが、この写真で見る限り、大変この剥がれておるシートが薄いシートになっているように思われます。今、この法面に張るシートで大変、もうちょっと厚さのある丈夫なカバーもあると思います。それでやると、これ、モルタルでやると今回の予算が、1,000万円という予算が上がってきておりますけれども、そういうゴムのシートなどで覆いをすれば、もっと安価な価格でできるのではないかと。このように思いますが、そこらあたりについての協議がなされたのか。この二点についてお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君）　まず避難タワーのほうの屋根の設置のほうですが、約、上の面積の4分の1程度のほうへ備蓄倉庫等も含めて設計するようにしております。一部を囲うような形で、やはり全部は囲いませんが、一部囲うような形で設置するようにしております。隙間もできますが、そこらについてはビニールシート等をかぶせる予定もしているところでございます。

それから避難所の予定でございますが、避難者数でございますが、避難タワー1のほう約、収容人員で説明させていただきますが、115人の施設ということになります。避難タワー2のほう123人、3のほう39人、4のほうはこれから、今現在設置しておりますが、121人を想定しております。

それから避難ヘリポートのほうのビニールのほうですが、平成23年度に設置しまして、ビニールシートのほうをかぶせて今まで来ておりましたが、今年も何度か台風が参りまして、その風圧により一部剥がれたということで、危機管理課のほうも一部杭を打ち直すなどの修繕をしておりましたが、また、再々の台風でも同じようにめくれるということでありました。それから興津地区でヘリコプターの救助訓練もしましたが、その際にもヘリコプターの風圧でビニールが一部めくり上がるような状況がありまして、ヘリコプターが一時的着陸できないという状況もありました。

その後のそういうこともありましたのでいろいろ検討しまして、ビニールシートのほうも検討しましたが、これからのずっとの管理のことも考えまして、モルタル吹き付けのほうがいいんじゃないだろうかということで予算計上させていただいております。モルタルのほう結構高い金額になっておりますが、コンクリをやる場合では一番安い工法ということで、モルタル吹き付けということで計画しているところでございます。

○議長（宮地章一君）　竹内常喜君。

○18番（竹内常喜君）　ヘリポートのほうについてはそういうような事例もあって、今回モルタルでの修理ということで、それについては分かりました。

避難タワーの屋根の工事ですけど、今、課長の答弁では、一部はヘリも囲うけれども、一部は囲わないというような答弁でございました。

私も過去に何回か興津、また志和の避難訓練のときに行ったわけでございますけれども、そのときなどにも大変高齢の方が避難をしてくる。志和では薬師寺ですか、あそこのほうへ避難も今までやったようですが、上がってきた人が、なかなか高齢の方が椅子もない、ただ広場があるだけというところで、そのお寺の石段に腰掛けて休んでおるとい

な状況でございました。

また、興津の避難訓練では保育所のほうに避難がなされておりましたけれども、保育所については腰を掛けて休むところ、また、寝転んで休むところ、そこなどもありますけれども、今度のこの避難タワーについては、ただ屋根をふいただけで、高いところの吹きざらし、そういうところでの避難ということになろうかと思います。また、災害は夏場だけではなく、冬場の寒いときにもこういう被害が起こってくる。また、そして、そういうところへ高齢者の方が避難をしてくることが想定せられるわけでございます。どうか、そういうところについては、周囲も囲い、戸も付けて、中で高齢者の方が安心して避難ができる、そういうような施設を今後造っていくべきではないか。このように思いますけれども、そこらあたりについての検討はなされたのか、これについてお聞きします。

○議長（宮地章一君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） お答えさせていただきます。

この避難タワーの設置につきましては県のほうの、須崎営農振興センターの県の事業のほうで設置させていただいております。現在追加分ということで、高さも変えて造る予定になっておりますが、その中でも協議いたしまして、県のほうは一時的な避難ということで、屋上部の屋根のほうは取り付けられないということがありまして、今回町のほうで取り付けるといったところになったところでございます。備蓄倉庫も、倉庫も用意しております。その中には必需品、大体1日程度避難して過ごす計画にはなっておりますが、その中には飲料水、そして毛布等も備蓄するようには地元の自主防災組織とは協議もして行っておるところでございます。

あと、この間も、先週ですが、夜間の避難訓練ということで、それぞれの避難施設のほうへ避難する訓練も行いました。私のほうも1時間程度避難場所のほうで待機しておりましたが、1時間の間でもかなりひやいという状況で、地元の人でも話も聞きながら、今後、避難するところの倉庫がありますので、そちらのほうへ防寒とか、そういうものは用意したらええねという話はしておりますが、取りあえず、自主防災組織のほうで、ある程度の備蓄品は保管できる倉庫ですかね、それを設置して、備蓄品のほうは用意するというところで協議は進めているところでございます。実際今でも屋根はありませんが、ある程度のものは備蓄をしているというところになっております。

○議長（宮地章一君） 竹内常喜君。

○18番（竹内常喜君） 町長、今、課長の答弁では、一部は壁も付けるけれども、大体言

うたら吹きざらしというような状況にということでございます。

町長、町長も今年の興津・志和の避難訓練のほうにも多分参加せられたことだろうと思いますけれども、その場合に高齢の方が避難をしてきて、その避難広場でそういう、またこういう避難タワーの上で。これ、実際地震が起きて津波が来たときには、一時的な避難ではなくなると思いますよ。恐らく余震もありますし、そこで避難をしたら、やはり悪くしたら1日ぐらいは避難をしておらなくてはならない、そういうような状況にもなってこようかと思います。やはりそこらあたりについては、お年寄りが安心して避難ができる、また、寒いときにはその寒さがしのげる、そういう施設についてはやはり考えていかねばならないというように私は思いますけれども、町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

確かに議員ご指摘のとおりだと思います。興津の先達での避難訓練にも私も同行させていただきました。やはり生活弱者と言いますか、高齢者とか病弱な方がいうことでございますが、そういったことも含めて、やはりまだまだ課題がたくさんあります。そこまで避難できる道路の対策とか、今一定ハード整備はだんだんにできてきましたが、そういった今ご指摘のソフト面について今後一層担当課と、また県等々の指導も受けながら、自主防の皆さん方の力を借って、どういった形でそこで避難をして、そこで身を、安全を確保するかいうことは中心に置いて検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 質問の途中ですが、暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

西原眞衣君。

○1番（西原眞衣君） 質問させていただきます。

予算資料のページ11。過疎地域自立促進産業振興基金の中で、雇用創出事業というところがあるんですけど、これ、5,927万2,000円の使い道と、それと、かねてから疑問だったんですけど、雇用創出事業ということで、補助金で運営されて、そこにスタッフが雇われ

るわけなんですけど、雇用創出の事業をするためのスタッフですよ。それで、結局だから投下された補助金の額と、雇用創出によって生み出された経済効果というようなものを、もし、事業が切れたときにスタッフは解雇になるわけですよ。雇用創出の仕事をしてるスタッフは解雇になって。そのときに雇用創出を果たしたと、就職とかですよ、あるいは起業とか。そのときの経済効果。もし経済効果を問わないのであれば、それは失業対策事業と言われても仕方がない。それで、雇用創出事業を行っている担当課の課長に、失業対策事業と雇用創出事業との見極め。そのボーダーラインと、及び雇用創出による経済効果というのをどのように検証しているかということを併せて伺わせていただきます。

○議長（宮地章一君） 答弁を求めます。

商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

まず、今回の補正予算のほうで減額という形で上げらせていただいております四万十町雇用創出事業補助金の関係ですが、まず減額の1,248万1,000円につきましては、この事業につきましては雇用の確保、また、新しく雇用の創出という形で、町が基金事業を活用して行っていくものです。

まず今回の補正の内容につきましては、この事業につきましては雇用期間が6か月以上継続ということになっておりますので、今回、この時期が、既に6か月はできませんので、当年度分を1,200万円減額させていただいたところです。

内容につきましては、若者雇用支援事業と地域雇用推進事業という二つになっております。一つ若者雇用につきましては、町内の新卒者、高校等の新卒者の方を事業所が雇用して、1年間、また継続的な雇用につなげていくという事業でございます。

それから次に、地域雇用推進事業の部分につきましては、町内の企業、また事業所が規模拡大とかという形の中で雇用を生み出していくということでございます。

今回も、26年度につきましても、各事業所、21の事業所で活用していただいておりますので、今後、この事業につきましては27年度で一定の5年間の事業という形の中でなっております。現在、この事業の採択等につきましては、審査会等も開いて、雇用の効果でありますとか、今後の継続した雇用につながるかどうか、そういうところを判断しながら、事業を進めておるところです。

また、この1月には、その審査会の中で今までの経過を振り返りまして、雇用の人数等調べまして、どのような効果が上がっておるのかというところを、1月にはまた審査会の

中で協議をしていただくという形になっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 西原眞衣君。

○1 番（西原眞衣君） 今の答弁につきまして、さらにちょっと追加で質問させていただきたいんですけど。

結局、雇用ということは、つまり雇用のための事業であるということで、つまり人件費に充当される補助金であるということが内容的には分かりました。

ですから、この事業が切れると、その人の人件費は出なくなるということを意味していますよね、これは具体的に。それで、審査というものが間に入って、雇用の継続とか起業の可能性とか規模拡大とか、そういう項目で審査を入れるという答弁内容であったかと思うんですけども。

どうしても気になるのは、雇用の創出という名前で、人件費が補助金として、補助金の人件費として使われて、その事業が終わりになってしまうとその雇用が解消される。つまりその雇用はなくなってしまうというふうに考えると、それは失業対策事業と言ってもいいんじゃないかと。その辺の、自分でちょっと区別ができなくなるときがあるんです。それで、やはり雇用を考えるときには、産業振興と連携させて、産業振興につながるような人の育て方、雇用、起業も含めますけど、そのような観点をどういうふうに捉えていらっしゃるのか。そして、そのような観点がもしおありであれば、それをどういうふうに検証しているのかということをお聞かせいただきたい。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

まず一点目です。若者雇用支援事業につきましては、町内の新卒者の方、何とかこの四十町に残っていただきたいという考え方もありまして、支援をするものです。当然雇用創出という形でございますので、次の年には、正社員にした場合にはまた別の補助を考えておるところです。

それから次の地域雇用推進事業につきましては、やはり正社員という形で考えておりますので、正社員の方を増やしていくということです。それから当然企業側にとっては規模拡大などをして、経費も掛かるところあります。そういうところを一定限、3年間でございますが、支援させていただいて、当然規模拡大によって事業所は収益を上げますので、その分で雇用の人件費も賄っていくという形の部分でございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 西原眞衣君。

○1 番（西原眞衣君） 答弁の内容を完璧に把握できていないと思うんですけど、次の時点でまた別の補助というふうにおっしゃったので、確か、だから事業名を変えて、人件費である補助金が出続けるというふうに私には受け止められました。

規模拡大とおっしゃいましたが、結局だから、この町の産業振興と雇用の結び付け方、連携というか、相乗効果というか、そのような観点でもう一回お答えを、より深めていただきたい。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） 自分の説明が十分でなかったかと思いますが、別の補助事業というのは、若者の雇用支援事業につきましては6か月の期間を要しております。そして、2年目を、正規社員になった場合に、この事業によりまして、50万円でございますが、1年限り補助させていただくという形のものです。

それから議員のおっしゃられますように、雇用の創出に絡めて地場産業の振興でありますとか、そういう観点につきましては、これから、当然この事業が5年目を来年迎えるわけですので、1月の段階で総括も含めてすること考えております。ただ、当然ながら、町内にあります企業でありますとか、地場産業でありますとか、そういう形の中の、全体的な中で雇用も増やしていけるというようなことで事業を組みだしておるところでございます。

○議長（宮地章一君） 質疑は三回までとなっておりますので、打ち切ります。

ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） すみません。私は一点だけ伺います。

桜マラソンについてですが、これ、十和地域でも今、四万十川ウルトラマラソンの中でこういう形を取っておりますが、そういう中において、これ、事業費としては50万円を追加補正しちよと。それで250人という形を取っておりますけれども、これは選手が200人で、役員等が50人と。これ、非常にいいことだとは思いますが、今現在、県外あるいは地域の中で宿泊をされている方もおられると思いますが、ランナーの中には。そういう中で200人に限定をするということは非常に難しいことではないかなというふうに思いますが、これは行政としてはどういうご指導をされたのか。できるだけ全員が参加できる

ようなシステムをつくっていくのが一番いいのではないかというふうに思いますが。多分十和地域でやっているものについては、そんなに限定してやってないような気がするのですが、そのあたりはいかがですか。

○議長（宮地章一君）生涯学習課長宮地正人君。

○生涯学習課長（宮地正人君）桜マラソンの前夜祭の200人の根拠的な形だと思いますけれども。

最初に、毎年やってますウルトラマラソン。これにつきましても前夜祭を四万十市と十和体育館でやってます。十和体育館のほうは大体200人ぐらいで総人数をやってます。そういうことから200人にしていることと、観光協会のほうが、四万十町に宿泊できる人数としては700人ぐらいを把握してますけれども、桜マラソンで泊まることができる、予約を取っている人数というのは、高南観光で押さえている人数が大体360人ぐらいなんです。昨年度のそういった形で、ウルトラマラソンなんかの宿泊した実績なんかを見ても、大体200人という形もございましたので、まず初めてということもありまして、ウルトラマラソンなんかの実績なんかを参考に今回200人規模で、それに関係者50人を入れた、そういった形でやってみましょうということで提案をさせていただきます。

以上です。

○議長（宮地章一君）酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君）あまり突っ込んでもいけません。

せっかく、これ、非常にいいことだと思いますが、こうやって地域に定着をしていくということであれば、あんまりこういうふうに200人で切るのではなくして、参加したい方はどうぞ参加してくださいと言えるような形を整えていくのが、私は一番いいのではないかと。町の活性化にもつながっていくと。これから、それで宿泊施設も含めて、今検討がされているようですけれども、そういう中においてしっかりと定着をしていくことが一番大事だというふうに私は思いますが、その点についていかがでしょうか。以上で私の質疑を終わりますけれども、答弁があればお願いしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君）生涯学習課長宮地正人君。

○生涯学習課長（宮地正人君）ウルトラマラソンの場合は、基本的には前夜祭なんかの参加料を取ってません。ただし、例えば100kmですと1万8,000円とか、60kmで1万3,000円を取ってますので、前夜祭をやりますので参加料取るということはしておりません。そういった形で四万十市と十和体育館でやってますけれども、2か所で。十和体育館の人数が

大体200人ぐらいでしたので、そういった形で今回やらせていただいています。

今回予定してますのは、JA四万十の会場、大体200人ぐらいが適当ではないかというようにもありまして。初めての取組でございますので、できれば300人、400人の希望が出てくればいいと思っておりますけれども、まずは200人を想定して、おもてなしをさせていただきたいと思っております。今後、増えてくればそういった形でまた検討もしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） 予算資料の2ページの上段です。河川水質保全対策事業について、この一点だけ質問いたします。

この事業については、大変いい事業だなと思っております。前々から関係者がこういうことをずっと言い続けてきました。特に四万十川の、川が岩や小石が、田んぼの土ということではないですけども、泥がへびりついているということで、天然アユに対しては非常に成長にとって、阻害していると。

それからアユの産卵場では、小石が浮き石状態やないと産卵に適しないということで、特に産卵したときに卵が小石の中に沈み込んでいくというのが一番大事だというふうに専門家が指摘しておりました。

そういう点で、いかに田んぼの土を流さないかということで、特に代かきのときに、水を入れながら出しながら代かきしたらこういう状態になるということで、7ページにイメージのパンフレットが載っておりますけれども、これ、広見町ですか、非常に大事なことでと思います。ただ、これがいかに効果を上げるかということで、が大事やと思いますので、これの配布とかいうのは、どういうふうに効果を上げていくかということを想定しちゃうのか。特にこういう課題があるということを、関係のない町民も知ることが一つは大事なことで思っておりますけれども、その点、一点お聞きいたします。

○議長（宮地章一君） 町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） お答えさせていただきます。

河川への濁水対策というところでは、24年、25年と簡易的なチラシを作って配布したこともございますが、ちょっと、若干時期的に遅かったというようなところもございました。今回、県のほうの補助金をいただいて、止水板も含めて啓発をしていくと。それで、27年の作付け前に間に合うように配布もして、一定農業者の方にも濁水対策について理解

とご協力をお願いしたいというふうに考えてます。

配布の方法ですが、あまり手前に配布をすると、しまい込んで忘れて、使われなかったといったようなことも当然ございます。目下、一番効果的な配布の方法について、内部でも協議をしております。一番いいのは、濁水が流れている状況を確認した後、その現場で配布をお願いをしていくと。止水板については。そういったのが最も効果があるかなとは考えておりますが、その前段に、農業者が集まって会合といったものも当然あると思いますし、3月中の配布というようなところで、適当な機会を見つけて配布をしていきたいというふうには考えております。

それから、作付けの時期等を考えてみますときに、やはり窪川地域が最も早い作付けが行われているというふうに考えてます。大正・十和よりも作付けが窪川地域は早い。また、去年の5月前後の連休等も、きれいな川が流れて、水が流れておるところへ濁水が流れるというような状況があって、観光客に対しましても非常に印象を悪くされて見られたというふうにも考えておりますので、この時期にこう配布するということを目下検討して、より効果的に止水板が役立つというふうな配布の仕方というのを今、目下検討しているところでございますので、ご了解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） この問題は、前々から僕もこういうことは大事な事だなと思っております。

けど、イメージとしては、こういうパンフレットということではなしに、例えば農家の台所に、壁に貼っちゃうとか、あるいはそういう方が集まるところに貼って、絶えず目に触れる状態。それから、道の縁に立て看板みたいなふうに立てるとか、絶えず、常時目に触れるところに置くということが、じつと効果が出てくるんじゃないかと。それから、町民も、全体として、こういう課題が今ありますよということを認識することが大事なわけで。パンフレットにすると、しまい込んだらそれまでということになると思いますので、そのところの工夫をぜひお願いしたいなと思っております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） 啓発用の看板等の作成ということで、ご提案をいただきました。そういったことにつきましては27年度予算で、4月早いうちに発注してやるというような方向で検討もしていきたいと思っております。ご提言、ありがとうございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） 私も先ほどの4番議員の、河川の水質保全対策事業に対する関連としてお伺いをします。

今、4番議員からもご提案がいろいろございましたけれども、まず一点この事業でお伺いしたいのは、5,000枚という枚数なんですけれども、これ、参考資料の写真にもありますように、いわゆる排水口に水が流れないように設置をするということだと思えるんですけれども。5,000枚で、私、あまり農業のこと、代かきやったこともありませんので詳しくは分かりませんが、5,000枚あれば大体それぞれの田んぼにある排水口に対処できる枚数なのか、これが全然分かりませんので、まずこの一点をお伺いをしたいと思います。

それと、補正の7号のほうで、環境制御技術導入加速化事業。これ、一昨日一般質問をいたしました次世代園芸型の施設団地化の質疑の中で、課長答弁で、7号の補正で、普及に向けた促進事業として補正をしてるということをお伺いしましたけれども、内容が、そのとき課長の、こういった事業で普及を進めたいということだけでしたので、ちょっと分からない点がありますので、併せてお伺いをします。

まず今回、26年度は9戸に対して、事業主体は2分の1のいわゆる自己負担が掛かりますけれども、県が3分の1で町が6分の1を補助する事業ですけれども。これ見ますと、1戸当たりが、例えば総事業費840万円の中で100万円が8戸、それから40万円が1戸。この違いはハウスの広さの違いなのかなというふうに、ただ数字で見ましたけれども、どうして8戸が100万円で、1戸が40万円なのか、これが分かりません。そこあたりの説明。

それと、今回、この目的・趣旨見ますと、JAと3戸以上の農業者で組織する団体ということなんですけれども、この導入の基準ですか、基準と言いますか、こういう方に対してはこの事業が導入できますよとか、そこらあたりの、どなたでも手を挙げたらこの事業が導入できるのか。そこあたりが詳しく分かりません。

それと、全体の事業計画見ると、来年度は10戸で166万7,000円。しかし、28年度には、現在のところ計画に入っていない。ということは、26年度、27年度でこの事業は終わりになるのかどうかの点も分かりませんので、まずこの点についてお伺いをします。

○議長（宮地章一君） 町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） 止水板の枚数が足りるのかというご質問でございまし

た。

5,000枚でございますので、足りないというのが率直な意見です。土地改良の基準で言いますと、15a 当たり 2 か所の排水口を設けるというようなことになっております。7 ページの写真があるように、これは広見町の例でございますが、この排水口、U字溝を半分[※]に切ったところにパイプを向こうへ付けて、そこへ止水の板を入れてると。こういった工法をやっているのは非常に窪川地域で多くございます。大正・十和の排水口につきましては、中に内溝を切っておりまして、その中にプラスチック製の止水板、止水板といったものが2枚入るような、そういった構造の排水升を標準的に設置している土地改良が行われております。ですから、窪川地域ではこういった排水口が、非常に排水升が多くございますので、まず窪川地域、それから四万十川沿いといったようなところで配布をして、効果を見て、また次年度以降、その効果も見ながら、検証しながら、単独にはなると思いますが、予算要望もしていくよう検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 私のほうからは一般会計補正予算第7号についての、環境制御技術導入加速化事業についてお答えを申し上げます。資料のほうは、補正予算資料の8ページにて説明させていただきます。

お尋ねの点につきましては、1戸当たり100万円のものもありますし、40万円のものもあるという単価の違いでございました。

その前にまず概要を申し上げますと、農業協同組合ということになってますが、これ、と一緒にやるという意味ではなくて、またはという意味でございますので、そういう意味の「と」でございます。それと、3戸以上の農業者で組織する団体ということで、言うたら3戸以上のグループをつくっていただくということが前提になります。

それで、整備しようとする機械装置を紹介させていただきますと、炭酸ガスを発生させる装置が一つ。それから、それをコントロールする装置が一つ。それから環境測定機、測定する装置。それからそのほかに、大型なところでありますと、ダクトファンと言いまして、かき混ぜると言いましょうか、そういう装置があります。今回整備しようとするのは、炭酸ガス、発生する分、そしてコントロール、コントローラー、それから測定機と、この三つのセットとなっております。

それで、単価の違いにおきまして、100万円となっておりますのは、先ほど申し上げま

※54ページに訂正あり

した発生すること、それからコントロールすること、それから測定するこの三点セットで
ございます。それで、40万円が1戸ということになってますが、炭酸ガスの発生装置をそ
の方は、1戸は導入されておりますので、この事業においては導入しないということで、
金額が下がっているのがこの原因でございます。

それから、採択の要件といたしましてのご質問がございました。これは先ほど申し上げ
ましたように、3戸以上のグループをつくっていただくというのが条件です。

それから、その中の、3戸以上のうちの1戸当たりの補助対象事業費は、限度額として
100万円ということになってます。補助金の上限額がその3分の1ということになってま
すので、まず100万円が事業費の、対象費への上限ということになってます。そして、1
戸当たり一回限りということでございます。

それと、1組織当たり、これはグループですね、1グループ当たりの炭酸ガス発生機の
導入面積、これが1ha。概ね1ha以上ということになっております。グループでの導入面
積が1ha以上ということになっております。

それで、あとは年度のお尋ねでございましたが、実施年度は平成26年度から27年度で
す。26年度、27年度の2か年でこの事業を執り行うということになっております。という
ことで、資料のほうの28年度は、横棒でなしということにさせていただいているところで
ございます。

この事業につきましてはやはりまだ実証ということも含まれておりますので、県のほう
は、実証成果につきましては県と共有するということになっておりますので、県の出先機
関であります農業担い手育成センターとの実証も含めて、こういう実践する農家との成果
を共有して、今後さらにどうしたらいいのかというようなことも含めて、28年度以降も事
業があると私は期待しておりますが、現在のこの事業については27年度までということに
なっております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 代かきの件でもう一回お伺いしますけれども、5,000枚では不足し
ているということで、まず川に近いほうからの、排水口への設置を考えているということ
でしたけれども、先ほど4番議員のほうからも、チラシだと、早かったら、しまわれたら
見ない、遅かったら意味がないということで、看板みたいなのも設置してはどうかという
提案がありました。

それも私、非常にいい提案だと思いますけれども、予算を、財源を掛けずにこういったことを周知する方法として、ケーブルテレビ。これを、やはり画像を使って、ちょっと事前に浅代の、土が7割見える程度の代かき風景とかを事前に、窪川地区が早く植えますので、一番早い地域あたりの、こういったふうにするんですよ、こういったふうを設置してくださいというのを、チラシじゃなくて、やはり映像で紹介できると思いますので、そこあたり、検討していただければと思います。

それともう一点、補正の7号の分、ご答弁いただきましたけれども、ぼやっとしか見えてまいりませんけれども、28年度以降もそういったニーズが多分、実証段階ですので、東又のほうの次世代型も本格的になるのは再来年ですか、事業実施が。だから、まだ時間もありますので、そちらのほうの実証実験も踏まえて、こういった最先端の技術も導入して、ハウス園芸施設を普及させようという目的の一つの手だてでありますので、ぜひともやはり東又のああいった大型のプロジェクトが始まった以降も、こういった事業を、計画では26、27の2年なんですけれども、ニーズ調査をこの後も行って、農家の方々から、やはりニラ、キュウリ、シシトウ以外にも、ひょっとニーズがあれば、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） ご質問の中で、ニーズをしっかりとって、今後につなげてもらいたいということがございました。

今回の補正につきましては県の要件等で、対象事業費としては100万円、補助金はその3分の1ということで、それ以上は自分でやってくださいよということですが、個人負担も要るわけでありますので、農家としてはこの範囲内で行われるものと思ってます。担い手育成センターの実証もありますし、今回の、設置した場合の成果というものも貴重なデータになろうと思います。

それから、もう一つ、この県の事業のほかに県の事業で、法人向けの既存の施設へ装置を導入するのではなくて、新たに、今の次世代の大型のハウスのような、ちょっと小型版の事業もつくろうという事業もございます。そちらのほうもまた動きだしますので、成果は共有するということをしております。その成果、多分良い結果が得られると思ひまして、今後こういう要望がたくさんあると思います。そういった点は当然ながら町として把握して、新たな事業も県のほうにお願いをして、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） 濁水防止対策ということで、ケーブルテレビでの啓発もしなさいということでご提言いただきました。これも積極的に検討していきたいと、実施していきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（宮地章一君） 議員に再確認をしておきたいと思います。

質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできないということは一点ございます。これは、議長としましては、発言をできるだけしていただきたいという思いで許容範囲を広げておりますので、それをご理解いただいて発言していただきたいと思います。

もう一点、非常に大事なことですが、同一議員につき、同一の議題について三回を超えることができないということになってます。一旦三回質疑をしましたら、もうできません、その議題につきましては。ご理解いただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

山岡義正君。

○12番（山岡義正君） 補正予算資料の1ページ目の、ふるさと納税の推進事業についてお伺いしたいと思います。

これ、25年、26年と比較が出ておりますが、人数についてはここへ書かれておりますが、金額的なものです。累計でいいんですが、10月、11月、果たしてどのぐらいの差があったかをちょっとお聞きしたいと思います。それで金額的なもの。

そして、本来これは予算が増額になり、1,325万円ですか、今年度、全体にそういった予算を計上するわけですが、これで大体どのぐらいのものを見越しておるかというところの目標があれば、それを教えていただきたいと思います。

それで、これから今後27年、28年、500万円をこういった中で一般財源から繰り出してやるわけですが、また、当然これによってそれなりの効果は出てくると思いますが、果たしてこの問題点は、四万十マルシェで、その見返りに商品を、お返しに贈ることが書かれておりますが、四万十町、やはりいろんなものがあるわけです。四万十マルシェで売ってない、そういった贈答用のものでない、例えば米にしても、米をなんぼ贈るとかいうようなこともあろうと思います。そういったことを考えた上で、どういった計画を立てられておるか、そこをお聞きしたいと思います。

それともう一点。この金額によっていろいろあろうと思います。5,000円に対してなん

ば、1万円に対してなんぼとかいったような形の贈答、贈り返されるもんがあると思います。

この間、実は一回大阪で、近くの人の親類の方が、どうせなら近くで、親類のところへやっちゃりたいということで、ホームページを見て調べたそうです。それで、金額的なものであれば、同額であれば、よその町よりは四万十町へなるべく贈りたいということで検討されたそうですが、なかなか見たときに、ありゃ、これは、うちの、これは四万十町よりほかのところの肉がええわいうて、そちらへ送られたような経過も聞いております。やはりそういったことで、現在、ふるさと納税についてはどこの町も、市町村もそれぞれに対応しておると思いますが、やはり全国レベルのこれは競争になっておるんですよ。そうしたときに、やはり当然PRも兼ねて、この町の特産品であり、いろんなもんをこれから売り出そうとするもの、そういったものを構えていつてやるほうがいいんじゃないかなと思います。だから、そういったものをどのような形で考えておるか、ひとつお聞かせ願えたらと思います。そういった点について、ふるさと納税、今後の取組について、どんな計画を考えられておるか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） お答えします。

このふるさと納税ですが、今年度、6月補正で、今年度から、寄付をいただいた方にお礼をして、寄付金の増額を図ろうということで取り組んでおります。今年度最初の取組です。

今年度におきましては、お礼を贈るということを全国に周知したのが10月20日過ぎでした。それから寄付が増えてきて、今回補正予算ということになったわけなんです。まず最初の質問の金額の比較です。申し訳ありませんが、10月、11月だけで比較した資料をちょっと持っておりません。平成25年度、実は金額のほうで513万8,010円の寄付金となっております。件数が58件です。今年度が、12月4日までですが、金額のほうで291万3,010円。件数のほうが102件となっております。これで、今年度の最終的な寄付金額がいくらかになるかというところを見込んでおりますが、これ、300万円ちょっとぐらいじゃないかと見て、今回の補正にしております。

ふるさと納税につきましては税額控除が受けれるということで、年度じゃありません。年中に、来年度控除を受けるためには、今月いっぱい寄付をしなければいけないという

ことがありまして、今月は当然多いとは思いますが、1月以降はやはり少なくなるということで、これからそれほど伸びないかなというところは見ております。

それと、ふるさと納税に対する来年度以降の取組なんですが、今年度初めてということで、お礼の品については四万十町のアンテナショップである、これはしまんとマルシェ四万十の蔵、こちらのほうにお願いをいたしまして、Aコース、Bコース、Cコースというふうにコースを決めて、地酒のセット、お米のセット、米豚のセット、それとバラエティセットという4コースを決めて行っております。ただ、議員おっしゃられましたように、全国これは知恵比べというか、獲得合戦になってきております。来年度においては、国のほうも税額控除のほうを今の倍にするとやっているような新聞報道もあります。

そういうことから、今後ますますエスカレートすると思っております、四万十町のほうでもこういうやり方じゃなしに、これに加えて、もっと魅力のある品物も混ぜていく。また、この間の他市町村の議会の報道でもありましたが、観光型のものを混ぜるとか、最終的には交流するような内容のものまで混ぜるとか、そういうふうに先に取り組まなければ、後を追えば寄付が大きく減りますので、これ、来年度に向けて今、検討しております。今年度は最初ということで、こういうような形にはなっておりますが、これでも件数のほうは倍にはなっております。ここをある程度工夫して、できれば、今度はお礼の品じゃなしに、それ以外のもの、そういうものも考えて来年度、取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12番（山岡義正君） ぜひ取組については、そういった形でやっていただきたいと思います。

今後の課題が、地方からの発信ということになってこようと思います。これは、やはりこの事業が一つの契機になろうと思います。それで、ここで各市町村の知恵比べとなったときに、全国で、やはりあこのがおかしいねやと言われんような、そういったものをつくり上げていくと。また、それに伴う、6次産業と言われているようなものをつくり上げていって、そこでやはり全国的に打って出れるような形を考えていっていただいたらというふうに思います。そういったことがこの事業の一つの課題として、やはり考えるべきじゃないかなと。

それで、もう一点だけお聞きしたいのは、500万円こうやって予算計上しますよね。それで、目標額、これ、簡単に言えば、3倍、4倍になろうとします。そしたら、やはり

1,000万円から1,200、1,300万円というところが目標であるんか。そしたら今後、地域によってはこれ、やはり1億円の財源をつくるぞというような、町村も考えられておるんですよね、今。そういった前向きな取組の仕方ということで、こういったことについて増額を考えるかどうかというようなことも含めて検討いただいたらというふうに思いますが、そういった面ではそういった検討はされておるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） この予算資料の計画で、平成27年度、28年度、500万円という数字で上げさせていただいております。できれば平成28年度は1,000万円で上げたいともあったんですが、基本的にこの費用の額、お礼の品としまして、大体3分の1程度を目標にしています。ということで、平成27年度は1,500万円を目指したいという意味で、500万円という数字を上げさせてもらっているところです。28年度も上げたかったんですが、少しそこはちょっとあれで、取りあえず1,500万円ずつ行こうと。ただ、現実にはもっとどんどん補正をしていくようなつもりでやっていきたいとは考えております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

下元真之君。

○14番（下元真之君） 私も一点伺いをさせていただきます。

説明資料の6ページの、四万十川桜マラソンの前夜祭事業についてでございますが、先ほどからだんだんに先輩議員からも質問がありましたけれども、同じような視点ですが。今回の参加人数、参加者数、ランナーのほうは200人ということで説明がありました。考えているところは、町内への宿泊者数、こういったところから考えると、これぐらいになるのかなというお答えがあったわけですが、町内のランナーも相当数いらっしゃると思います、町内ランナーで走っていらっしゃる方が。ランナー同士の交流ということであれば、それこそ町内のランナーも一緒に参加をして、町外、県外のランナーと交流をすると、こういったことの視点がどうなっているのかなというふうに思いました。そこら辺をまず一点聞かせていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 生涯学習課長宮地正人君。

○生涯学習課長（宮地正人君） 町内の参加者というご質問でございました。

昨年、桜マラソン大会で参加していただいた方が1,600人、約ですけれども。そのうち県外が1,004名、それから町外が625名、町内が105名でした。先ほど言われましたように、今回参加料も取るという形で、2,000円の参加料も取りますけれども、町内の交流、

大変いいことだと思いますが、会場のこと、そういった形も含めて、今回については200名を想定したところでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 下元真之君。

○14番（下元真之君） 今のご答弁だと、全く町内ランナーの視点が抜けていたなというふうに思えてなりません。ちょっとこれはどうなのかな。もう一遍しっかりこの予算の中で考え直していただきたいなというふうに思います。

考えるところは、参加費を200名の方、役員さんの50名も足しまして、2,500円取って50万円。補助として50万円の。

（「2,000円」と呼ぶ者あり）

2,000円か。2,000円の250人で50万円と。補助50万円の100万円。大体、一人当たり4,000円の飲食料ということで考えているんだと思いますけれども、私もランナーとして走りますが、やはり前日の食事などは結構皆さん、気を遣っているんですね。飲食の中にアルコールなんかも入っているんじゃないかと思いたすけれども、例えばです。今のこの予算の中で考えるのであれば、アルコールの分は、ランナーさん、あんまり飲まないようにしてるんです、走る前の日などは。やはり3時間から5、6時間も一回のレースで走っていきますんで、あんまりそういう前日にやりすぎますと、体調的なことも本当に大変でございます。

そんなことを考慮しますと、アルコールのところは有料にするとかして、食事の分をそうやって充実さすんで、町内ランナーさんも参加していただいても、そうすると十分に賄えていけるんじゃないかと。そういったことを工夫していただいて、ぜひとも今回の予算の中で町内ランナーさんも参加できる、そういった仕組みを考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 生涯学習課長宮地正人君。

○生涯学習課長（宮地正人君） 大変素晴らしいご提言いただきました。

町内ランナーも含めて、今後検討させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

（3番田邊哲夫君「昼前ですが、構いませんか。5分で終わ

らんと思いますが、構いませんか」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） できれば、この予算だけ終わらせたいと思ってます。

（3 番田邊哲夫君「まだおるそうですよ。構いませんか」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） あと2人じゃろう。

○3 番（田邊哲夫君） それでは質問してみたいと思いますが、だんだんの議員から質問がありましたので、最大限重複は避けます。

ただ、ふるさと納税だけ一点、関連していますけれども。今の自治体、多くが地元の産品を贈ろうですが、先ほど担当課長からもあったように、自治体に来てもらうという計画もその中に織り交ぜることも大事じゃないかなということは提言しておきます。

さて、歳入に入ります。今回補正をされて2億2,000万円、149億円という12月補正総額ですが、なりました。私、前町長に当初予算の中で、今年度大体どれくらいの予算規模かと。140億円から150億円だろうと。今回そういう形で、12月が149億円、150億円近い計画の予算計上という形になってきています。あとは、3月というのは大体財源構成を含めて、大まかな補正予算はないだろうと、今までの経験からいうと思うわけですがけれども。

そういった中で、交付税が今回も計上されて、約70億円、正確には69億6,000万円ですが、70億円近い交付税を入れて歳出に回そうという予算ですが。先ほど町長、10日の日に、留保財源があと800万円とかいう数字で私、耳に入ってきましたけれども、そういった中で今回の149億円ですが。あとは、特交が、特別交付税ですね、今後、3月あたりにどうなるのかということも見通した中で、およそ、12月の149億6,000万円の予算で今年度は大体終わる計画なのか。そうすれば、私の一般質問でも財調基金含めて今年度も積み上げる予定ですが、特交も含めての基金見込みが今回の資料の中にある基金積立額なのかどうか、その点についてお伺いをしてみたいというふうに歳入では思います。

それでは歳出に入って。この款についてはやりませんが、ほぼ。今回だけは議会費について、今回補正をされております。できるだけ執行部の皆さん方には、せっかく10日から出席していただいておりますので、答弁の機会があれば与えたいなというふうに思いますので、町長から答弁がない場合は執行部の方、よろしくお願いします。

議会費の中で、工事請負費21万1,000円、議場レイアウト変更工事費21万円について、内容について答弁をください。

それと、予算書の19ページの中で、財産管理費、積立金。今回ざっくばらんに、アバウトに言うと、財調を減らして、積立金を減らして、ほかの基金を充てろうという組替えをやっていますが、この理由は、どういう理由で財源の組替えを考えたのかどうなのか、その点について答弁を求めたいと思います。

それと、20ページに入りますが、本庁舎整備事業費、補正前の額が920万円として、今回、740万円減額をして、総計で170万円の予算ですが、あまりにも予算計上に対して減額が多すぎる。900万円に対して740万円の減額というのは、これは節では周辺家屋事後調査業務委託料ですね。それが740万円も減額になったこの理由は、当初の予算計上に対して、あまりにも多すぎたからこういう形で減額したのか。その理由についてお示しを願いたいと思います。

それでは続いてですが、34ページ、公園費というのがありますね。商工費ですよ。リバーパーク轟管理等委託料90万2,000円ですが、ご承知のように、大変開設当初は、夏場多くの方々がキャンプ等張っていただきました。しかし、昨今は使用料もただと、なしという形で開放しているわけですが、非常に歳出の金額が大きいかないというふうに思いますので、この管理委託料について、内容について答弁をお願いしたいというふうに思います。

それでは教育委員会のほうに入りますが、私、9月議会で非構造部材の質問を行いました。今回、設計監理委託が198万7,000円の計上ですが、説明資料の5ページを見てみると、小学校については工事を実施中ということは書いてありますけれども、今年度中に小学校については、全ての非構造部材の耐震化事業については完了するという形で受け取っていいのかどうかという点について、答弁をお願いしたいというふうに思います。

それと、10日の提案があって、先日訂正のありました興津での釣り大会について、9月に私は山岡議員と共に修正を出しました。この問題について誰からも、9月には大変な質疑が交わされたわけですが、今回、誰からも質問がありませんので、責任を持って私は質問をしてみたいというふうに思います。

前回、9月の補正予算の提案では、50万円を使って興津の活性化のために釣り大会を実施して、活性化に役立てたいという50万円の計上でした。今回は、提案でも、金額を減せという提案は私自身はしてませんでしたけども、なぜ10万円を減らして40万円の計上にしたのか、その理由が私は分かりません。一生懸命そういう方々が50万円欲しいという形で希望やったのを、9月では提案し、修正がされた3か月の間で10万円減すという理由につ

いて、私は理解ができません。それについて答弁を求めるとともに、説明資料の中では、地域住民や関係団体と協働して、地場産業の振興、さらには興津観光のリピーター増加につながる事業の開催を支援するということです。

お聞きしたいのは、40万円の内訳は指導者の謝金、広告宣伝費です。それで40万円を計上しました。9月の時点で、指導者の謝金は30万円だというふうに記憶があるわけですが、間違っていたら訂正してください、あとは10万円で広告宣伝をしようということです。例えば、今回は講師料が30万円ですが、今後のことも踏まえてお聞きしたいですが、例えばある地域で講師を呼んで、私の地域宣伝したい。しかし、この専門の講師は講師料が100万円掛かると。だから、100万円プラス10万円の広告宣伝費を下さいという形になった場合、その基準をどこにもって今回30万円を計上したのか。たまたま30万円だから30万円出そうというのか、いや、町の補助要綱の規程の中で、上限は30万円だということでの30万円の計上なのか。100万円、例えば今後、興津もやりたい、うちもやりたい、ほかにもやりたいということになったときに、講師料は100万円だといったときには100万円プラスアルファの補助金が付くのかどうなのか。その基準額についてお伺いをしてみたい。

それと、地域住民が協働するということですが、私も9月に言いました。9月の提案では、地域住民の活性化に本当になるのかということで修正をしました。じゃ、3か月の間に、地域住民の協働というのは、どういう形で参画をするのか。一部の人が実行委員会のメンバーに入ったということなのかどうなのか、地域住民というのはどういうことなのかという点について答弁を求めたいと思います。

以上で一回目の質問を終わります。

○議長（宮地章一君） 財政班長大元学君。

○総務課財政班長（大元学君） 私のほうから予算関係についてご説明をさせていただきますと思います。

まず一点目、予算規模についてでございますけれども、今回、議員言われましたように、累計予算額149億円余りという予算総額になっております。ただ、提案理由でもご説明申し上げてきたとおり、このうち台風災害に伴います予算が7億2,000万円ぐらいございます。また、この台風災害に伴いまして、これに対する一般財源、これに必要な一般財源が約1億9,000万円ぐらい必要ということになっております。ですので、例年ですと、12月終わっても普通交付税のほう、留保が割とあるわけですが、今回はこういった台風災害、特にこれでも補助金とか、あるいは起債なんかも、可能なものは充当いたしま

して、それでもなお足りない一般財源ということで1億9,000万円ございますので、そういったものも含めて、普通交付税で手当いたしておりますので、留保財源が800万円余りというような結果になっております。

これに関連をいたしまして、今後の予算規模でございますけれども、今後の補正については、特に大きなものは予定しておりませんが、ただ、先日の衆議院選を受けまして、国の補正予算、こういったもので3兆円規模の補正というのを予定されておりますので、そういったもので、若干26年度の補正という形で出てくるかもしれません。そういったものはちょっと未確定ですので分かりませんが、町の分といたしましては今のところ予定はございませんので、災害分引きますと140億円程度ということでの予算になるのかというふうに思っております。

それから、次に特別交付税のご質問ございましたので、そちらのほうですけれども、こちら、予算上、地方交付税ということで69億6,000万円上げております。このうちの特別交付税が約4億円の予算計上ということになっておりまして、例年4億円で上げさせていただいております。これは3月に確定をいたしまして、昨年ですと6億5,000万円ぐらいの特別交付税が入っているわけですが、なかなかこれはいろんな特殊事情によって入ってきますので、3月の結果出ないと見込めないというところもありますけれども、特別交付税については12月と、それから3月、年に二回にわたって交付をされます。今回、12月の分も既に入ってきたわけですが、この金額が約2億2,000万円ということです。例年の3分の1ぐらいが今、12月に入っていると。残りが3月ということになるわけですが、昨年もほぼこの金額でしたので、例年並みの金額が入っているということになってます。

県のほうにも問合せましたが、今回、全国各地で台風災害等の災害、それから雪による災害、そういったものも出ております。特別交付税はそういったものに割り振られますので、災害がなかったところについては大体10%ぐらい、例年からいうと10%ぐらいは少なくなるだろうというふうに言われております。ただ、四万十町については災害もございましたので、これに対して約3,200万円、12月で特別交付税が入っております。そこも含めての金額ですが、そういったものを考えますと、大体例年並みの6億円近くは入ってくるんじゃないかなというふうに県のほうからも話をいただいておりますので、それぐらいは見込めるんじゃないかなと。最終的には、今回取崩しを予定しております財政調整基金、こちらも取崩しをしなくても何とか行けるんじゃないかなというふうな見込

みは立てております。

それから最後に、関連をいたしまして予算書のほうの説明ですけれども、19ページのほうで、基金の積立金についてご質問がございました。こちらも併せてお答えさせていただきたいと思いますが、こちらのほうは主に利子の見直しによるものでございまして、例年12月から1月に基金の利子を見込んで当初予算を編成いたしますけれども、最終的に取り崩した額、あるいは積み立てた額、それが3月で確定するわけですが、それによって、そのときの利率等もございしますので、見直しをしまして、今回12月で利息のほうを見直しをしております。ですので、ちょっと予定よりも下がっているものもあれば、多く見込めたものもございしますので、そういった見直しをしているのと、一点、一番上にあるふるさと支援基金、これについては200万2,000円となっておりますが、こちらのうちの200万円はふるさと支援、寄付でいただいたものの200万円、それプラス利子の2,000円ということになっております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 私のほうから、議会費の工事請負費、議場レイアウト変更工事費の内容についてご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、来年度の町議選挙後は、議員定数が2名減となるわけでございます、それに伴いまして議場の全体的なレイアウトを変更することとなるわけでございます。そのレイアウト変更に伴いまして、マイクなどのシステム系の配置・配線の変更工事が必要となってきますので、そういった工事を実施するための補正予算でございます。

○議長（宮地章一君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 私のほうからは予算書20ページ、本庁舎整備事業費の中の周辺家屋事後調査業務委託料。これ、今回749万4,000円の減額ということで、減額が大きいんじゃないかというご質問でございました。

これにつきましては、本庁舎建設前に周辺家屋の影響について、事前調査を行っております。今年度、本庁舎できましたので、本年度におきまして事後調査ということで、同じく周辺家屋を事後調査する予定で予算を組んでいたものでございまして、いざ出来まして、周辺家屋の所有者に事後調査について照会かけたところ、うちは構いませんよということで、事後調査をする件数が極端に減ったということでございまして、委託料のほう、減額になっております。

○議長（宮地章一君） 大正地域振興局長下藤広美君。

○大正地域振興局長兼地域振興課長（下藤広美君） それでは私のほうから、予算書の34ページ、公園費の中ですが、リバーパーク轟管理等委託料90万2,000円の補正につきましてお答えをしたいと思います。

これにつきましては、リバーパーク轟ですけども、平成2年度ですか、オープンしたと思っておりますが、当時はそれこそオートキャンプもはやっております、その当時、テントの花盛りの状況でございました。現在ではウエル花夢という施設もできた関係もありますし、かなり利用につきましては減少しておりますけれども、その間、リバーパーク轟のテントサイトの周辺の樹木等、樹木とか雑木等、かなり大きくなりまして、対岸からもなかなか景観が悪いという部分ございますので、今回そういった樹木のせん定及びまた雑木等の伐採等を計画したものでございまして、その予算が90万2,000円となっております。以上でございます。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） 説明資料の5ページの下段の非構造部材の件でございます。

すみません。説明資料の記載がまずくて申し訳ないです。小学校につきましては工事を実施中ということで、現在も行っておりますが、9月補正で、来年度実施予定の小学校につきまして設計委託料のほうを計上させていただいております、小学校も来年度をもって終了予定でございます。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） 私のほうからは、四万十町観光協会育成補助金についてご説明させていただきます。

この件につきましては議員のおっしゃりますように、9月の議会のほうで補正のほうも上げらせていただいた案件で、今回いろいろと協議を重ねた結果、町長のほうからも訂正の提案理由もありましたが、いろいろな事業目的を一体的に行う、また、成果を強めるという形で観光協会のほうへお願いをすることになったところです。

まずご質問のほうですけど、一点目の補助金額。9月から、50万円じゃったのが40万円になったという点につきましては、当然実行委員会、地域の方も入っていただいた実行委員会の中で、さらに、9月でいろいろお話をいただいた件も含めまして協議を重ねたところです。その中で、さらに公益性と言いますか、を増すために、特に四万十町をPRする部

分について、今回観光協会のほうへ育成補助金として出させていただくというということで、内訳につきましては30万円がゲストを招いていく分の講師の分です。ゲストがこの大会に来ていただいて、ブログ等で四万十町のことを広くPRさせていただくという目的と、広報を、チラシ、ポスター等に使う10万円という形で40万円を支援させていただくという形になりました。

次に、講師の30万円という金額を今回出しておりますが、それが100万円の講師を招いて、別のところでやるときにどうかというご質問でございましたが、これにつきましては特に講師料がいくらとかいうことは、上限とかいうことはございません。ただし、この部分につきましては、従来の部分でありますと、四万十町イベント事業費補助金交付要綱に基づいて提出される部分と、また、地域振興でありますとか、いろいろな分野の部分の講師の部分でやられてくる部分があると思いますので、商工観光課のほうで、イベント事業のほうに対応する部分について講師の上限というところはないところでございます。

次に、三点目の地域住民との協働という部分でどうであるかというところですが、これにつきましては当然実行委員会の中には興津から4名の方が出てきていただきまして、いろいろと協議を深めたところです。

この協働という部分につきましては、当初から話もされておりましたけど、何とか興津地域の活性化とか、地場産業の振興につなげていきたいというところが、強い思いがありますので、今回は十分に地域の中でも周知をして、この実行委員さん4人を通じて周知とか、また、区長さんのほうへもご相談をさせていただいて、地域の中でこの事業目的も周知していただいて、取り組んでいきたいというふうに考えておるところです。

特におもてなしPR活動というところでは、実行委員会のほうでも豚汁でありますとかそういう形を、来ていただいた参加者の方にも提供するとともに、できれば地域の方にもその場に集まっていただいて、一緒にそういう交流活動もやっていきたいという形の部分で、特に地域との協働と。広くPRをして、この事業目的を十分達成できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 審議途中ではございますが、暫時休憩とします。

午後0時19分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 午前中に引き続いて質問してみたいと思いますが、何さま1時間ブランクがありましたので、一回目の質問どういう形でやったか、ちょっと項目的には十分理解してませんので、議長に許可をもらいながら進めていきたいというふうに思いますが。

まず歳入のところですが、財政班長から答弁いただきました。的確な答弁じゃったと思いますが、要するに特別交付税については12月に2億2,000万円入ってきたと。実績ではあと6億円程度ですので、3億8,000万円程度、3月には見込めるのではないかと。その3億7,000万円は一回目で聞きましたけれども、財調なり減債なり、施設整備等に振り分けるのか、財調に一括基金として積み上げていくのか分かりませんが、基金として基本的には黒字部分については積み上げていくということのお考えであるのかどうか、その点について再度お伺いをしてみたいというふうに思います。

記憶を溯りながら、午前中の二回目の質問を行います。

磯釣り大会の件です。観光協会に育成補助金で、9月と違って実行委員会から、補助金から観光協会にということでは9月議会で提案も差し上げたところですので、私はそのことについては賛同するわけですが、一回目で質問したのは、いわゆる地域住民とやはり地域の活性化いうことを目的とするならば、しっかりと地域住民にも理解・協力を得ながら進めていくことが一番地域の活性化に私は、近づく道ではないかなというのが私の質問内容です。

9月から3か月経過をしたわけですね。で、今回の計上です。その間、地域住民と、じゃどういう形で、今回も含めてですけど、今後どういう協力の在り方、どういう、地域住民とはこの釣り大会を含めて関わっていくのか。そういう点を、もう少し来年度以降のビジョンも示していただきながら、この問題、私自身質疑終わって考えてみたいという思いです。

それと併せて、補助金の問題については一回目も聞きましたように、講師30万円ですが100万円を例えました。それは極端な話でした、私自身は。だから、その講師の謝金についてある程度基準を持つべきではないかというのが私の一回目の質問の内容です。

それと併せて、今までもそうですが、今年度も各地域で地域活性化のためのイベント等の開催しているところがたくさんあります。それと今回の補助金が本当に整合性があるの

かどうなのか、過去は、出したらその金額でええわというのか、やはり実績を見ながら、減らすべきもの、増やしてあげるべきもののさび分けが必要ではないかと私は思いますが、その点について再度お答えをお願いしたいというふうに思います。

この問題も聞いたというふうに自分自身思うわけですが、河川水質保全対策の60万円、だんだん出ました。60万円、ごめんなさい、違った。漂着ごみの60万円です。が、担当課長は河川管理は県だということです、私も。あれ、60万円ですよ。今回の漂着ごみ除去委託事業60万円ですね。河川、だからちょっと1時間たったので、ちょっと記憶が薄れました。違う。やってない、やったというような記憶が。議長、構いませんか、やって。いいですか。

○議長（宮地章一君） やってなかったろ。

○3番（田邊哲夫君） やってますね。その河川管理は県だということです。

（「一回目、やってない」と呼ぶ者あり）

○3番（田邊哲夫君） やってない。分かりました。

それではリバーパーク轟の件ですが、委託内容は分かりました。

非常に残念に思うのは、一回目も言いましたように、閑散たる状況です。今後本当にリバーパーク轟として、あそこをキャンプ場として管理運営していくことが本当にいいのかどうなのか。ましてやするのであれば、担当課長はご承知のように、途中、あそこまで行き着く場所が、舗装が非常に、車で往来するには非常に危険な場所もあります。本当に継続していくのであれば、そういったところもしっかりと管理をすべきだと私は思いますが、その点いかがでしょうか。

ほかの点では大体理解できたように思います。時間がたちました。じゃ、二回目終わります。

○議長（宮地章一君） 財政班長大元学君。

○総務課財政班長（大元学君） 先ほどの特別交付税について、ご質問にお答えしたいと思います。

午前中にもお答えいたしましたけれども、補足をさせていただきます。

地方交付税と言いますのはご説明したように、普通交付税と特別交付税に分かれるわけですが、先ほどご説明した特別交付税、こちらのほうが今予算計上が約4億円。午前中にご説明したように、見込みが6億円ぐらいということですので、予算上は2億円くらいまだあるということになってきます。ですので、地方交付税のうち普通交付税で約

800万円の留保額ということでご説明申し上げてますけれども、特別交付税については約6億円見込めるとすれば、予算上まだ2億円の留保があるということになりますので、合わせますと2億円ちょっとくらいの留保が見込めるんじゃないかなというふうに考えております。

ただ、ご説明したように、特別交付税につきましてはなかなか3月末の決定を待たないと最終的な額が分かりませんので、毎年度のことですけれども、大体3月補正も4億円のまま予算計上させていただきまして、実際に6億円入ったら、その分が2億円決算で残っていくというような形に大体させていただいております。

今回も特別な大きなものがなければ、特別交付税については4億円のままの予算計上にさせていただきまして、決算で余りがでてくるというような形にさせていただきたいというふうに考えております。

ちょっとケーブルテレビをご覧の方はちょっと分かりにくいかもしれませんが、お配りしております予算説明資料の10ページのほうです。こちらのほうに各種基金の状況ということで、各基金の積立状況、それから取崩しの状況等を掲載しております。この中に財政調整基金というところで歳計剰余金処分という欄がございます。こちらのほうに2億5,000万円というふうに数字が入っているかと思いますが、こちらが前年度、平成25年度の決算で余ったお金。そのうちの2分の1を下回らない金額について、大体翌年度の形でこうやって決算積立てとして積み立てております。これについては翌年度以降の財政調整、あるいは公債費の繰上償還、こういったものに充てなさいということになっておりますので、ここで2億5,000万円積み立てるようになっておりますけれども、これは予算上出てまいりません。ですので決算上2億5,000万円財政調整基金が増えるという形になっておりますけれども、こういった形で特別交付税の余りは決算上の残額となって、そのうちの2分の1程度はこういった形で基金に積み立てていかれるということになろうかと思っておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 興津地域の観光協会への育成補助金につきまして、私のほうから少しご答弁をさせていただきたいと思っております。

いろいろのご意見、確かにそのご指摘とおりだと思いますが、この補助金については私が、ちょっと溯りますと、昭和60年に興津・志和地域の水産担当となったときに、当時興

津の漁協は水揚げ高 2 億 9,000 万円余りございました。志和については数千万円でしたが、その後だんだんにやはり海洋資源の枯渇等々も言われまして、議員さんご承知のとおり、カツオ類、そして現場を聞いてみますとシイラまで今激減の傾向にあります。そういう中でずっと従来言われてきましたが観光漁業、そういった漁業への転換ということも言われてきました。

今回、先達て 9 月議会でご報告したことは、ちょっと重複は避けますが、今回私が少ない、金額の大小に関わらず再度計上させていただいたところには、やはり今、興津地域の現状というものが背景にあります。特に本来でしたら観光協会と言わず、興津の漁業団体がしっかりと観光漁業へ転換をする施策を本来は講ずるべきだというふうに思いますし、我々もそこに支援をするのが適当な形かなというふうにも思ったんですが、いかんせん現在非常に漁協経営を取り巻く環境は最悪の状態でございます。それに伴いまして漁業者のほうも非常に精神的な部分も折れていると言いますか、弱っている状況にあります。

そういつて私が就任したときに、昨年からの磯釣り大会で、20 人くらいのメンバーが興津地域を活性化しようよということで始まったのを受けて、私はこれを切り口に興津へ広げていきたいと考えたところでございます。ですから、それぞれ、だんだんの議員さんが申し上げましたように、確かに他の類似した基準、そういったものは今回ここに金額的なもの、情報的なものは持ち合わせておりませんが、これは私の初めての地域活性化の施策、金額の大小は言わず、政策的な事業だと私自身は位置付けておるところでございます。

ですから、それやったらいいかよということではないですが、私はこれを通していただいて実行委員会の様々のご指摘、ご提案ございました。ですから確かに 9 月以降に地域の方にご説明させていただいて、担当課のほうから、いろいろと趣旨を伝えていきりますが、まだまだ地域の方には浸透していないというのが、全てじゃないですけども浸透しづらいという状況にはあります。が、今後はやはり一定の地域の方向性、これは漁協のほうなんですが、決定されましたら漁協共々、また観光協会共々、本来あるべき観光漁業は今後どういう方向なのかをさらに詰めて、ここでこういった事業を推進しながら、そういう新たな観光漁業のほうへの方向も目指して取り組みたいと思います。

ですから、いろいろ担当課のほうにご説明もしていただきましたが、これは私の責任として、全て提案したのは私の責任でございますけども、言えば自らが地域へ入らせていただいて、いろいろなところで協議をさせていただいて、そういったことで私自身も考えて

おりますので、どうかご承認をいただいた上に、さらに大変厚かましいお願いでございますが、どうか興津地域のさらなる活性化に向けて皆さん方のご支援を、またご提言をいただければというふうに思っておるところでございますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（宮地章一君） 大正地域振興局長下藤広美君。

○大正地域振興局長兼地域振興課長（下藤広美君） それでは私のほうからは34ページ、公園費のリバーパーク轟管理等委託料の件につきまして、今後の活用とか、またリバーパーク轟までの道路の維持はという部分での質問であったと思います。

今後の活用ということにつきましては、この施設につきましては従来から課題ということで、いろんな議員からも墓地公園にしてはどうかとかいうようなご意見もいただいたことは承知をしております。現在、轟公園のほうにトラスト協会がネイチャーセンターを建設しておりまして、今運営しているところでございまして、そういった中での会議等でも出ていたんですが、リバーパーク轟につきましては、条例上はリバーパーク轟なんですが、通称名、呼称としてカワウソ公園にしてはどうかというようなご提案もございました。

というのは、先月やと思いますけども、高知新聞の中で、四万十川沿いにカワウソがいたという、生息していたというようなことでの記事が出ておりました。そういったことで町民のみならず町外の方にも親しまれる名前として、通称名としてカワウソ公園にというようなご提案もありました。また、轟公園につきましても町内外の方が記憶していただけるような名前をとということで、ヤイロ公園ということで通称名を、名前をそういう通称名にしてはどうかというようなご提案もいただきまして、現在その方向で進めたいというふうなことも考えております。

ということもございますので、今後トラスト協会のネイチャーセンターを軸にした活用として、管理も含めてお願いをしてはということでも今話を進めているところでございます。リバーパーク轟につきましてはキャンプ施設だけではなくて、自然学習的な体験もできるような取組をトラスト協会のほうでも考えてくれているようでございますので、そういった方向についても今後考えていきたいというふうに思っております。

それと道路の維持につきましてですけども、あそこはちょうど四万十川沿いの水辺にございます。基点のほうでは度々漬かるわけでございますけども、そういった部分のコンクリート舗装については今年度補修するという方向で、今建設サイドのほうでは計画をして

おります。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは最後の質問をいたしますけれども。

今、財政班長から私の勘違いでしたので正確な答弁いただきました。

ただ今後の問題として提起をしておきたいのは、今答弁ありましたように、いわゆる3月の予算では特別交付税がいくら入ってくるか分からんと。結果的には決算の中で、決算書の中で入れて、それで審議をするケースもあるわけですが、あまりにもそういった意味では決算でしか審議ができない状況です。今後においては、やはり積立金の基金のどこへ積み立てるかという問題については、執行部が一存でどこ、減債に入れる、財政調整基金に入れる、施設等整備基金に入れるというのは執行部の思いで決算に乗せるだけですね。やはりそういった時期もあろうかと思いたすけれども、見込額として基金がこれだけあるというのをやはり一回議会の中で正式に審議をできる、するかせんかは別にして、そういう機会を9月の決算審査以前にどこかの場で、議場で審議をできる場を設けていただければありがたいなというふうに思いたすますが、その点について最後答弁をいたしたいと思いたす。

それと興津の問題については町長の思い入れはよく分かります。しかし、町長はたまたま興津・志和、60年代、自分が担当してたということでのことですが、やはり大正・十和もいろんな意味で、地域活性化については町長自身も現実に歩いていただいて、どういうことをしているのかやはり見てもらわんと、興津だけ思い込み含めてじゃなくて、全地域で現実やっているイベント等について、本当に地域住民が積極的にやっているのかどうか。今までの各地域の実績も踏まえて、今後は補助金の在り方についてやはり再考すべき。10万円じゃからもう10万円でええわというのがじゃなくて、先ほども言いたすけれども、実績によっては下げる場合もあるでしょうし、上げていく必要も私はあると思いたすね。そこら辺をしっかりと執行部内で精査をするというお考えで、今後、来年度予算に向けて提案をしてほしいなというふうに思いたすので、その点について町長、最後に今後の補助金の在り方について答弁をお願いしたいというふうに思いたす。

それとリバーパークについては、私が言いたかったのは途中で非常に舗装が陥没したところがありますので、そこらを、今後活用するんであれば、今のまま、あまり車来ませんのでそのままでいい言うのかもしれませんが、本当にあそこを活用するということになれ

ばやはり道も完全なものにして、今後の活用を含めて十分に検討をしていただくことをお願いし最後の質問を終わりますが、答弁いただければ答弁ください。

○議長（宮地章一君） 財政班長大元学君。

○総務課財政班長（大元学君） 基金について、基金と特別交付税等についてご説明をさせていただきます。

基金の積立額について決算までなかなか分かりにくいと、そういった審議ができる場が持てないかといったようなご質問だったかと思います。

25年度でいきますと、25年度3月補正におきまして、施設等整備基金へ2億円、それから減債基金の方へ1億5,000万円それぞれ予算に計上いたしまして、積立てのほうさせていただきました。これにつきましては当然決算積立という形で先ほどご説明したように、余ったお金を財政調整基金へ積み立てるということも可能なわけですが、できるだけどこに、こういった目的のためにいくら積み立てるのかと、そういったことが分かるようにそれぞれ施設整備と減債基金という形で予算計上させていただきました。

予算上はそこで、当然のことですけれども歳入歳出合ってますので、余りが出るという見込みではありませんけれども、最終的には特別交付税の留保額であったり、あるいは各事業の不用額、そういったものが重なって4億円、5億円といったものの決算の剰余金が出ております。そのうちの2分の1をとということで財政調整基金のほうに積み立てているわけですが、なかなかその特別交付税については、例えば6億円上げて5億5,000万円になれば、それだけ歳入結果になるわけですし、それから実際に予定していた歳入がなかなか入らなかったり、特に最近は国の交付金事業なんかは、2か年の事業が終わってから入ってくるといったような形で、予定したものが翌年度にこけてきたりとか、そういったものもございますので、あくまでも特別交付税の留保額はそういった予期しないものに備えるという形で留保させていただいております。ですので予算計上して、それを基金に最初から積み立てるということはなかなか難しいような状況ですので、余ったお金という形での説明になりますけれども、財政調整基金に積立てさせていただくと。それ以外については、予算上可能なものについては3月で減額分を積立基金として積み立てていくということで、ご了解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） 私の方から議員のご質問にありました基準という点、お

答えさせていただきたいと思います。

確かに今現在のイベント実施補助金交付要綱等につきましては、講師の謝金の基準とかというところがないところです。そういう形でご指摘もいただきましたので、今回謝金、一定限の基準でありますとか、要綱的な内容をさらに精査しまして検討させていただきたいと思います。また加えましてその各地域でのイベント、様々な取組がされております。そういうところにも配慮できるような、ちょっと交付要綱検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

担当課長から一部ご説明がありましたが、私として、確かに議員ご指摘のとおり、興津については昭和60年から私が立ち入っていることで、そういった部分で捉えられるのもこれ致し方ないと思います。

やはりそういった中で、私の情報の中で就任してまでもそうですし、就任前からそうですが、やはり本当に地域の実情を聞いていますと、どうしてもこの際という思いがございました。これはこれでしっかり責任を持った指導、そして今後の展開に向けては一定、処方せんと言いますか、地域づくりの今後のやり方というのをもっと詰めらしていただいてやっていくという考え方でありますが、ただ育成段階においては何年もずっと継続してやっていくという考え方は自分自身は持ってないです。ですからその辺のことも含めて、立ち上がり段階、そして事業化ができれば通常の実業ベースの情勢等々の、そういった切り替えもまた担当課と詰めらしていただきたいと思います。

大正・十和はどうかということも、ひょっとここで大正・十和地域の皆さん方もご視聴されておりますので、私もできる限り地域の方にも入らせてもらっております。随時いろいろな問題がありますので、ただ局というのがしっかり設置されてますので、局とも情報を共有しながら取り組んでいきたいと思いますので、直接でも結構です。局に行っておいて、私に直接耳に入りたいことがあれば、町民の皆さん方どなたでも、電話で結構です。そういう一報もいただきながら、なるべく地域の皆さん方に応えられる、財政的な問題もございしますが、そういったスタンスでは今後町政を担当していきたいと思うので、どうかその辺のご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 大正地域振興局長下藤広美君。

○大正地域振興局長兼地域振興課長（下藤広美君） それではリバーパーク轟の道路の維持管理等のご質問です。

あの道ですが先ほどにお話ししましたとおり、ちょうど道の駅四万十大正の対岸に町道があるわけですが、その真向かいが四万十川の水際を通っております、年に4、5回ぐらいですか、台風有的时候には浸水をいたします。そういった部分につきましては、できるなら、あそこにあります国道439号線の橋を渡ったところから一定200mぐらいあるでしょうか、そこ、それぐらいを再度改良して、いつでも通れる道にするというのが一番ベストだとは思っております。

ただ、200mといたしまして、メーター当たり50万円掛かるといたしましても1億円ぐらいは掛かります。そういったことでなかなか、早急な整備というのはなかなか財源的にも考えなければいけません。ただできる、今できるということは、先ほど言いました水際のコンクリート舗装がかなり損傷しておりますので、そういった部分、多分100mぐらいがそういったところやと思いますので、そういった部分については今年度補修をします。それと、もう少し行ったところに舗装が陥没した部分がございます。その部分につきましても、そのときに一緒に補修をしたいというふうに思っております。

以上です。

（3番田邊哲夫君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

橋本章央君。

○16番（橋本章央君） 二点について質問したいと思います。

まず桜マラソンの関係ですが、今回は前夜祭に支出するための50万円の予算が組まれております。その中で、平成26年からまた28年までの予算もずっと年々組まれておるようですが、前夜祭とかマラソンだけは表の舞台の華々しい部分ですけれども、この四万十川沿線へ4万10本の桜を植えると、ある団体が始めて、それで10数年が経過して、こういうイベントも打てるようになったという経過があります。

それらを踏まえてですが、今後の実行委員会での取組として、新しく桜を植えたり、あるいは刈りあけをしたり、かづらを切ったりという整備、それも含めたそういう活動にはできないものか、その点について一点お聞きしたいと思います。

そして濁水の対策ですが、今回濁水対策を組まれております。これ、今後、考え方ちょっと教えてもらいたいのですが、多面的機能支払交付金、これらも併せて一緒に取り入れ

てやることはできないのかということです。農業用水など保全を図るための、水田からの濁水流出防止のために排水止水板の設置や、水質保全のための排水末端への浄化池の設置など多面的機能支払交付金による保全管理の活動の一環として地域共同による取組ができると、そういうふうに解釈しておるのですが、共同作業で実施することによって啓発にもつながり、なお水質保全の意識が高まるのではないかと考えるのですが、その点の答弁ができればお願いします。

○議長（宮地章一君） 生涯学習課長宮地正人君。

○生涯学習課長（宮地正人君） 桜マラソンに対してのご提案、ありがとうございます。桜植えたりのご提案、それから参加者に四万十川の清掃なんかしてもらったらどうかとかいろんなご提案もいただいています。ぜひ今後、議員さんご提案の部分とかいろいろな提案をいただいた部分を参考にしながら、良いマラソン大会に持っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） 先ほど多面的機能支払交付金の活用によって、いろんな取組ができるんじゃないかというご質問でした。

これにつきましては、私もこの多面的機能支払交付金の内容について一度目を通したことがございますが、言われたような形の活動ができるかどうかというところについてはなお確認もせないかんですし、そういった全体的な取組といったこともありましようし、これについては今後前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 橋本章央君。

○16番（橋本章央君） 桜マラソンについて現実的なことなのですが、4万10本を沿線植えたいと始めておりますけれども、そういう計画ですけれども、植えさせていただくというか、農地の地権者の理解が得られないというところまで来ちゃうがです。例えば国交省の、国道関係ならそういうそれぞれの担当からの了解は得られたとしても、農地の陰になるとか、田んぼの陰になりますので植えてもろうたら困るとか、そういうことでなかなか許可がもらえないような状況。

そして、それを考えると、例えば四万十川桜マラソンの実行委員会の人らの熱意を持ってそういう人たちも説得をして、もっともっときれいな桜を咲かすようなこともしていただきたいんですが、そういう新たな植栽に向けての動きは取れるのですか。なお確認して

おきたいと思います。

濁水対策については、ぜひ共同作業による実施することが、効果がすごい啓発につながると私は考えておりますので、ぜひそういう取組をお願いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 生涯学習課長宮地正人君。

○生涯学習課長（宮地正人君） 桜マラソンで4万10本の植栽のご提案をいただいております。

私は商工観光課長もやっております、4万10本のお話も聞いております。そのときは現在の管理、後の管理が非常に、植えることはいいんですけれども、後の管理が非常に大変だということでなかなか前に進まないこともありましたが、なおご提案いただいておりますので、またそういった植栽の件も含めて、非常に後の管理が大事なところもありますので、今後検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮地章一君） それでは町民環境課長より、先ほどの答弁に訂正をしたい旨の申し出がっておりますので、これを許可します。

町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） 大変申し訳ございません。先ほどの河川水質保全対策事業の中で、土地改良事業における排水升の設置基準というところで、私、15a 当たり2か所という発言をさせていただいたところなのですが、15a 当たり1か所が正しいので、訂正をお願いしたいと思います。すみません、申し訳ございません。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第85号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号平成26年度四万十町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

議案第85号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

これより議案第93号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第93号平成26年度四万十町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

議案第93号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第6 議案第86号平成26年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第7 議案第87号平成26年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）について、日程第8 議案第88号平成26年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）について、以上、議案第86号から議案第88号までの3議案を一括議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは議案第86号四万十町国民健康保険事業特別会計について質問をしたいというふうに思います。

今回の歳出を見ると、保険給付費が9,500万円ほどの増額の歳出予算がメインです。この保険給付分については、国も社会保障費の中で年々1兆円自然増だという中であって、保険給付費が今回1億円近い増額という内容について、歳出の中にはいろいろ出ていることは承知をしていますが、町民向けに、もう少し内容について簡単にお答えをいただけれ

ばありがたいなというふうに思っています。

それと今回は特に基金のことを言うわけですが、補正予算の資料の中に、今年度の国保の財政調整基金の見込額もここに出ています。今年度の国保財政調整基金の取崩し額が約9,800万円の見込みであると。今年度中、来年度に繰り越すことができるであろう残額が1億300万円余りという形の基金状況が出ています。あくまでもこれは年度途中ですので、よく3月補正で国保財調、また、補正で取崩しを減額するということもあるわけですが、今後、この12月補正の保険給付費を見て、年度末にはどういう状況が見込まれていくのかどうか、その点についてお伺いをしてみたいというふうに思います。

それと、久しぶりに診療所の特別会計について一点ずつ質問をしてみたいというふうに思います。私の質疑は最後になりますので、今任期中、お聞きをしてみたいと思います。

大正診療所の中でケーブルテレビ加入負担金というのが6万2,000円計上されています。内容は分かりませんが、診療所はケーブルに加入してなかったのかなというふうに単純に疑問に思いますので、今回12月でなぜ補正をしなければならないのかについての、一点での答弁をお願いしたいと、町長に求めます。

続いて十和診療所ですが、今回基金の積立金が補正前は1,100万円であるのを、今回714万円減額をしています。その内容についても、ここに大まかに書かれていることは承知をしていますが、町民の方、私も資料持ってますが、分かりませんので、なぜこうなったのかについて、かいつまんで答弁を町長からいただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） 国保会計の補正についてご説明をさせていただきたいと思います。まだ私も勉強中のところがございますので、答弁が十分でない可能性もございますが、できるだけ真摯に答弁をさせていただきたいと思います。

今回の保険給付費の増額の内容についてということでございました。9,500万円余りの増額をしているわけですが、この内容、詳しくまだ十分に分析をしているわけではございませんが、一つの要因として、人工透析の患者さんが増えておられるということが一点。それから高度医療といった保険診療に係る改定が今年の4月に行われております。それと1月からまた改定になる部分もあるわけなのですが、そういった内容を見ますと、それでこれほど上がったのかというふうにはなかなか見て取れないところがございます。ほかの

その他の要因としては、高度医療とか多受診とかいったようなことも考えられるのかなと。被保険者は年々減少しております。おりますけれども一人当たりの医療費は30万円程度増加しているというような状況がございますので、今年度、月当たりになると500万円は確実に毎月上がっているというような状況もございますので、先ほど議員さんもおっしゃられたように国保は生き物でございますので、今後医療費が減少するという可能性もあるかとは思いますが、今現在での見通し、3月までの見通しとして上げた数字は、9,500万円ほど不足するであろうということで計上させていただいております。

それともう一点は基金残高のことですね。基金残高、今の残高からこういった取崩しの額を差し引きますと、年度末では1億300万円余りの残高ということになります。これも医療給付費の増減によって基金が年度末でどれだけ残るかということは非常に今、現時点では確定をしにくいところでございますが、今現在の見込みではこういったことを予想しているところです。

○議長（宮地章一君） 大正診療所事務長永尾ゆみ君。

○大正町民生活課長兼国保大正診療所事務長（永尾ゆみ君） それでは私の方から大正診療所特別会計の中でケーブルテレビ加入負担金6万2,000円についてご説明させていただきます。

大正診療所では今現在、診療所の医師住宅を新築中です。その医師住宅新築に伴うケーブルテレビ加入負担金の6万2,000円となります。

○議長（宮地章一君） 十和診療所事務長林久志君。

○十和町民生活課長兼国保十和診療所事務長（林久志君） お答えをいたします。

基金の減額でございますが、まず、診療収入のほうを今年4月から8月までの5か月間の実績を基にしまして、年間に置き換えて精査をいたしました。やはり患者数が減っております。その関係で大体前年比で10%前後それぞれの収入のほうで減額になる予測がありまして、収入を落としております。その関係で積立金を減額したということでございます。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきました。

国民健康保険ですが、担当課長から答弁いただいたわけですが、一般質問でも話しましたように、四万十町、県下37市町村の中で20の自治体が法定内・法定外それぞれ繰入れをしています。今年度の法定内の繰入額と法定外の繰入額ですが、年度途中ですが担当課長

は勉強中ということですので、すぐにパッと答えるかどうか、失礼ですが分かりませんが、もう一回の質問ができますので、その間の中で答えていただきたいというふうに思います。

それと9,500万円の保険給付費の増の中には、いわゆる人工透析等高額な医療費が掛かるということが答弁の中で言われました。これは高額療養費に入ってきますので、一時的にはこの給付費を立替えなけりゃならんということになるのかというふうに思うわけですが、この高額療養費については一時立替えをし、後で入ってくるというふうに自分なりに、認識ですので、間違っていれば後で訂正ください。これは年度中に、何か月か先には払った分が返ってくるという形でよろしいのかどうなのか、その辺も私、分かりませんので、その点の答弁をいただきたいというふうに思います。

それと大正診療所のケーブルテレビの加入というのは分かりました。ただ、これは工事費は必要ないのか、それとも、加入金さえ払えば工事は今もただでやってくれるのか。ちょっと、当初は工事費もただで引込みはするけれども、加入はしてください、もらいますよというような形ではなかったかなと思うわけですが、工事費は、これは、町は今ただで引っ張ってくれるがでしょうかね。ちょっと記憶にありません。誰か、町長、分かっていればお答えください。

十和の診療所については理解できました。ありがとうございます。

○議長（宮地章一君） 町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） お答えさせていただきます。

先ほど保険給付費の中で9,500万円といった中身の中で療養諸費が、通常の医療費が6,900万円、それから高額に係る部分が2,600万円ということになっております。合わせて9,500万円、9,590万円ということでございます。

高額療養費の件についてですが、窓口で支払をした場合は一定額を、所得に応じて一定額を超えたものについては、後日に領収書等を添付して窓口へ請求していただいたらお返しするという事にもなっておりますし、それから事前に限度額証の交付を受けて診療を受けた場合は、その限度額以上のものは医療機関に支払う必要はないと。医療機関のほうへは町の方からそのオーバーした高額に係る部分の支払をしていくという形になっております。全てが全て、病院の窓口で全額払わなくてはいけないということではございません。事前に限度額証の交付を受けて診療していただくということをお勧めしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 大正診療所事務長永尾ゆみ君。

○大正町民生活課長兼国保大正診療所事務長（永尾ゆみ君） ケーブルテレビ加入負担金の6万2,000円の中には、工事費も含まれたものが負担金となっております。

（3番田邊哲夫君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第86号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第86号平成26年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

議案第86号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

これより議案第87号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第87号平成26年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

議案第87号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

これより議案第88号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第88号平成26年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

議案第88号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 2 時24分 休憩

午後 2 時40分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第 9 議案第89号平成26年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第10 議案第90号平成26年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、以上、議案第89号から議案第90号までの2議案を一括議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3 番（田邊哲夫君） それでは、議案第90号介護保険事業特別会計についてお伺いをしてみたいと思いますけれども。

今回の補正の中で、歳出にありますように、国保では保険給付費が9,500万円余りの増という計上でした。今回、介護保険事業の中では保険給付費が7,700万円減額の補正予算でございます。これは当初の給付費の見積額があまりにも多かってこういうことなのか、それとも見込んでいたけれども、介護保険事業の中ではこれに対する経費が少なくて済んだ

という見方でよろしいのかどうか。

併せて、予算資料の基金の中にも、介護財政調整基金がございます。25年度末では9,700万円余りの基金が、若干取崩しがあって、6,200万円余りの今年度末の見込みのお金ですが、この介護財政調整基金というのは、ちょっと3年ごとでしたか、見直しが、5年ですか、3年ですね。3年度ごとにこの基金についてはそこそこの運用の在り方、すべきではないかということですが、この点は、余ったら積立て積立てという形ながでしょうか。4番議員もあつたように、介護保険料も引上げになっていく状況の中で、基金の積立ての在り方、町長どうお考えなのか質問してみたいと思います。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） お答えをしたいと思います。

今回減額の原因でございますが、議員おっしゃるとおり当初の見込みの中で、もう少し要るだろうというふうな形を取っておりましたけれども、10月、11月の初めの現在を見て、3月を見た状況においては、この金額がだぶついているだろうということで、今回減額をさせていただきました。

そして、先ほど言われておりました介護保険の基金でございます。基金につきましては、第5期計画を立てたときに、23年度末で7,000万円を予定しておったと思いますが、現実には9,600万円ほどの基金が残っておりまして、その後3年間において4,100万円を切り崩すというような計画でおりましたけれども、例年順調に推移する中では、切り崩しがなく来てたところが現状でございます。

今回3,500万円の予定をしておりますけれども、これも最終的な精査をしなくては行けません、これ以内には収まるというふうに考えております。ためていけばええということではないんですが、なるべく第6期計画においての保険料を精いっぱい削減しながらやっていくというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 担当課長から答弁いただきましたが、3年ごとに介護保険料も見直しですね。当然見直しのときには過去の実績を見ながら決めていくんだらうというように思います。当初予算でこれだけの、補正前25億円が24億7,000万円いう形で、8,000万円に近い減額が見込まれるということは、非常に、意味で、今後の見直しについても、あまり多大な見積りをされて、それが介護保険料に跳ね返ってくることでは、それが余って基金に積立ていくということになれば、非常に被保険者にとってみれば余分なお金

を、介護保険料を払うと。一方では基金として積み立てていくということは、これはあまりにもこのご時世の中で、何もかにもが上がっていく状況の中では、ますます生活が苦しい。ましてや年金受給者にとっては厳しい状況になりますので、そういった意味で基金の積立ての在り方、考えてほしいと思いますが、町長、いかがなものでしょうか。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） 議員おっしゃるとおり、基金がたくさんあればあるほどいいとかいう形ではありませんので、しっかりそこは見据えながらやっていきたいというふうに考えます。

第6期計画も、そのことも含めながら考えていきたいと考えておりますし、第5期においては、特養のほうがもう少し早く出来る予定もありました。そういう中ではかなり、施設ができればできるほどにやはり介護保険のほうも要りますので、その見込みもありましたけれども、若干この11月からの入所ということもありまして、これ、特別養護老人ホームの十和地区に出来た分ですが、若干その分が遅れたこともあって、基金そのものがそのまま残ってきたというふうに分析はしております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） こういう答弁いただきました。

それで、よく言われるのが、施設ができりやできるほど保険料上がりますよと。それでもいいですかという逆な、脅しとは言いませんけれども、そういう切り口でよく町も県も国も来るがですね。じゃ、現実的には、遅れたことによってこれだけの、極論言いますけど、7,700万円掛かる予定であったのが、特養の完成、入所が遅れたために、これだけの額が減ったという見方でしょうか。

それであれば、特養施設がまっとう早く開設したとするならば、じゃ、どれだけの介護保険料が上がるかを聞きたいがですね。どれだけ見込んだ、年額でどれだけ見込んでたのか。そうしたら、一人当たりの介護保険料に跳ね返ってくるのか、そこら辺を試算してたはずですね。じゃ、その試算額。特養施設が出来た、大井川に出来た。それによって介護保険料はどれだけ増えるという見込みで見積りをしてましたか、計上してましたか。その点についてお聞きをして終わります。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） 手元のほうにはその資料はないわけですけども、4,100万円を切り崩す予定をしてましたので、一定その範囲内ではないかなと考えてま

す。

確かに特養が出来たからというところもあるんですが、それだけが出来たから必ずしも。家庭にいても一定の介護料は要りますので、そういう面では、建物が出来たからと、ちょっと言い過ぎたところもあるかもしれませんが、4,100万円を基金の中から3年間の間には取り崩すような状況にはなつたと。それが今回はそこまで行っていないと。今回、3,500万円を切り崩すようにしてますけど、その範囲であるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） ちょっと外れるかもしれませんが、議長、止めないでぜひお願いしたい。というのは最後になりますので、私も質疑が。

これは町長にお聞きをしたいと思います。いわゆるこれまで、前町長のときにいわゆる包括支援センターを旧大正のほうへ持っていきました。十和にはありませんが。そういう中であって、今いわゆる介護、あるいは医療を含めた関係で言いますと、国ではいわゆる家庭介護のほうで、在宅介護というようなことで今進もうとしております。

そういう中であって、ちょうど12月には予算を、また来年度に向けての予算をこれからやっていかないと。そういう中であって、地域でのいわゆるそういう福祉関係で言いますと、そういうことをどうしていくのかということになると、やはりそういう、今まであった、これまでは、国の施策の中では、包括支援センターは校区に一つぐらいは必要だというようなことで、これまで国のほうでは進めてまいりました。それが、いわゆる合併をしたことによって、地域にそういうものがなくなって、なかなか見守り体制から含めたそういう福祉体制が充実してないと。だんだんと後退をしているのではないかというのが、十和地域の住民の方の大方の意見ではないかというふうに思います。

そういう中であって今回、特別養護老人ホームが出来ましたけれども、その中で一番私が大事なことは、いわゆる包括支援センターにおいてそういう実情を把握しながら地域の中でどうしていくのかと。いわゆるそれはあったかふれあいセンターも含めた、地域の中で地域を見守っていくという体制づくりをこれからやっていくべきではないかと。そういう中であって、ここの予算の中にも、包括的事業繰入金とかいろいろ書いてありますので、そこを見て私は質疑をしたわけでございますが。そういう中でやはり方向性を、町長としての方向性を、やはりそこでしっかり来年度の予算に向けた取組をぜひ私は出してい

ただきたいという思いがあつて質疑をいたしました。そこら辺がもしあれば、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 非常に貴重なご意見・ご提案ではございますが、今行っておるのは補正予算の質疑ですので、質疑から外れておりますので、申し訳ありませんがご了承いただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第89号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第89号平成26年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

議案第89号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

これより議案第90号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第90号平成26年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

議案第90号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第11 議案第91号平成26年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第12 議案第92号平成26年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第91号から議案第92号までの2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは議案第91号簡易水道特別会計について質問しますが。

今年度は十和地域を中心に簡水の事業を展開されているわけですが、今後の計画の中で、確か町長、簡易水道から公会計にするかどうかは自治体の判断によると。それで、簡易水道やめるのであれば公会計に28年度から移りなさいよというような話が過去にあって、恐らく四万十町は公会計に移すと、いわゆる簡易水道はやめるというふうな話も過去にはあったわけですが。そうすると、各事業を、簡易水道の事業をやっているわけですが、当然これは自主財源だけではやりきれないので、当然これも事業債でやっています。それが資料見ると、今年度末では11億円余りの、12億円余りの借金がありますよというのが、間違っていたら、ちょっとこれ、資料見ながら言いますが、もし間違っていれば、補正予算の資料の12ページに水道事業というのが、これかなと思って勝手に、簡易水道じゃないのかな。

（「違います」と呼ぶ者あり）

違いますね。すみません。じゃ、これは公会計のほうか。

じゃ、簡易水道の場合に、じゃ、地方債残高というのは、事業債がどれぐらい今年度末であって、そうすると、28年度から公会計に移るとなると、じゃ、その借金はどういう形で返済をしていくのか。じゃ、そのお金をどう集めていくのか。考えられることは水道料金の値上げというふうに短絡的には思うわけですが、町長の考え方をお示ししたいと思います。

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） 議員のおっしゃりたいことは、平成29年度から公会計事業へ移るという話だと思えます。

これ、平成18年度で国のほうから出てきた話でございまして、補助金交付要綱の改正が

ございまして、統合して公営企業へ移らなければ補助金の交付要綱がありません、国庫補助がありません。かなり厳しい補助要綱で、採択要綱やないと採択できませんということでございました。前々町長、前田町長のときでございました。

それで、どうしますかということを話して、かなり未普及区域が多い、合併した当時でございましたので、地区がございましたので、そこに向けてやはり解消せんといかんということになりますと、やはりどうしても補助金を入れなくてはいけないということで、四十町としましては平成29年度からの公営企業を行うということで、統合計画書というものを厚生労働省のほうへ出しまして、それをもって補助事業ができるというふうなことになります。これが前段でございます。

それに基づいて、今、建設改良事業を、各未普及地区の解消と、耐震管等の事業を行っているというのが現状でございます。この間も未普及の関係で、議員さん質問がありましたように、28年度まで、できる事業は行うということで、今、事業をやっているところでございます。あと残事業が、ちょっと概算になりますけど、約20億円ぐらいの残事業が残っております。

それで、起債残高、すみません、ちょっと今手持ちの資料がございませんので、また後ほどお示ししたいと思います。

それで、29年度からもし公営企業になったらどうするか、どうなるかというところでございます。公営企業になりますと、現金支出のない費用と言いますか、これが出てくるようになります。一番大きなのは、固定資産に係る減価償却費というところでございます。

これ、去年、おとしぐらいですか、ちょっと今、簡水のほうの固定資産どれぐらいありますかということでちょっと調査をしました。約、これもちょうと概算でございますが、83億円から87億円ぐらいの固定資産があるというところだったと思います。今、29と言いましたので、簡水だけで100億円の固定資産があるということでございますので、これの耐用年数、平均すると40年ぐらいで割ると、かなりの年間減価償却費というものが費用として見なくてはいけないということになりますので、やはりどうしてもその分を、収益を上げなくてははいけませんので、やはり水道料金の値上げというところへ持っていかなと、公営企業の場合になってくると経営が苦しいというふうにはなっていないかと思えます。もちろん一般会計からの繰入れも必要でございますが、公会計になりますと、繰入基準というのがやはりありますので、それがちょっと厳しくなるということでございます。どうしても一般会計からの繰入れをしてもらって、なお水道料金を29年度へ向けて上げて

いかなければいけないと考えております。ようやくあと2年というところへこぎ着けましたので、固定資産の見込みもできるようになりましたので、水道料金、どのようにするかというのは27年度の課題ということで、今後検討等していきたいとは考えております。

起債の残高については、また後ほどお知らせしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 今、担当課長から答弁いただきました。

町長、私が思うのは、未整備の地域については当然、命の水ですので、やってあげなければならんと私も思ってますけれども、しかし、そういうやることによって借金が増えてくると。今後、恐らく水道料金に転嫁されていかなきゃならんと思うがですね、公営企業になりますので。今、担当課長が言うたように、一般会計から入れるにも限界があると。限界というか、金額的にですよ。だから、今後そういった意味では、町民に対して、今からそういったことも踏まえての周知もしていかな、急に何でやということにもなりますので、事業やることによって、特に公の会計になりますので、一般会計の繰入れも限界があるということのお知らせをしながら、やがて水道料金も負担が増えてくるということもやはり周知もしていく必要が私はあるから今質問をしたわけですので、そういった意味で町長、今後の、やはり公営企業になるということの厳しさ、やはり住民にもお知らせをする必要があるのではないかと思います、その点、いかがなものでしょうか。

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） すみません。先ほどの起債残高でございましたが、ちょっと僕も慌てまして、見落としていました。議員さんおっしゃるとおり、12ページ、上水道と簡易水道、両方の起債残高、記載しておりました。簡水、26年度末で約36億7,000万円という数字がございます。申し訳ございませんでした。

それと、水道料金の値上げの件でございます。なかなか今まで、プランとしてなかなか説明できなかったというのは、固定資産がどれぐらいあるかという見込みが立たなくて、その費用に対しての収益というところでございます。ようやく固定資産がどれぐらい収まるかというところの概略が見えてきましたので、それに基づいて、起債をどれぐらい借りるかというところの、借金ですね、言えば、が見えてきました。それに基づいて水道料金というのは決定されるようになりますので、ようやくそこら辺が姿見えてきましたので、早急にそこら辺検討しまして、皆様方にお知らせするような形で検討していきたいとは考えております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 最後になりますが、町長、ゆえにですよ、私が言いたいのは、今年度もあそこの水道が、修理費が、工事費が、補修費が2億数千万円言いましたかね、掛かるわけですね、急に単年度で。だから今後やはりそういうことを見据えて、お金が今掛かるじゃなくて、将来的に掛からないようなそういった場所設定も含めて検討してもらいたい、ちょっと質疑から離れているかもしれませんが、よろしく願いして質問を終わります。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第91号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第91号平成26年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第91号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

これより議案第92号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第92号平成26年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第92号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって議案第92号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程13 陳情第26－7号集落活動センター施設早期建設陳情書、
日程第14 陳情第26－27号総理大臣限定、選出選挙を求める陳情、以上、陳情2議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長山岡義正君。

○総務常任委員長（山岡義正君） それでは陳情審査報告をいたしたいと思います。

平成26年12月18日。

四万十町議会議長宮地章一様。総務常任委員長山岡義正でございます。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

陳情は第26－7号、陳情第26－27号の2件でございます。

陳情第26－7号は、平成26年3月12日に付託を受けております。

件名、集落活動センター施設早期建設陳情書でございます。これにつきましては一部採択とすべきものと決定をいたしております。

陳情第26－27号でございます。

これは平成26年12月10日に付託を受けました。

総理大臣限定、選出選挙を求める陳情でございます。これは不採択すべきものと決定をいたしております。

なお、審査の経緯につきましては裏面に記載しております。

読み上げさせていただきます。

陳情第26－7号。

件名は、集落活動センター施設早期建設陳情書でございます。審査の結果は一部採択でございます。全員一致でございます。

なお、経過を報告させていただきます。

意見につきましては、集落活動センター施設は県も進める事業であるので採択すべきで

あるということでございましたが、ミュージアム建設、これは陳情理由の中に、このミュージアム建設と同時にということが書かれておりましたので、このミュージアム建設とは別に集落活動センターのみを総務委員会で検討したわけでございますので、ミュージアム建設については産業建設常任委員会で審議をいただいておりますので一部採択。要するに、集落活動センターについては総務委員会では採択するということで、一部採択という形を取ったものでございます。反対意見はございませんでした。全員一致で決定をしております。

陳情第26－27号でございます。総理大臣限定、選出選挙を求める陳情でございます。審査結果は不採択としております。

経過につきましては、陳情書に書かれている意見は意見として、これは理解はするところでございますが、意見書等の提出、それについての具体的な案が示されてございません。そういったことを審議した結果、今回のこの件につきましては不採択とさせていただきます。

以上がこの2件に関する報告でございます。

○議長（宮地章一君） 暫時休憩します。

午後3時10分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員長の報告が終わりました。

これより総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第26－7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第26－7号集落活動センター施設早期建設陳情書を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は一部採択です。

陳情第26－7号集落活動センター施設早期建設陳情書について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって陳情第26－7号は委員長報告のとおり一部採択することに決定しました。

これより陳情第26－27号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第26－27号総理大臣限定、選出選挙を求める陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第26－27号総理大臣限定、選出選挙を求める陳情を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 反対者全員です。したがって、陳情第26－27号は不採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第15 陳情第26－26号中学生の音感教育の必修化による教育改革を求める陳情を議題とします。

この陳情議案につきましては所管の教育民生委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長堀本伸一君。

○教育民生常任委員長（堀本伸一君） それでは、代表して私のほうから報告をいたしま

す。

平成26年12月18日。

四万十町議会議長宮地章一様。教育民生常任委員長堀本伸一。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

記。

受理番号、陳情第26－26号。付託年月日は、平成26年12月10日です。

件名、中学生の音感教育の必修化による教育改革を求める陳情。

審査の結果は不採択すべきものと決定をしております。付記、全員一致でございます。

裏面に経過報告書を添付しておりますので、見てください。

陳情第26－26号。

- 1、件名、中学生の音感教育の必修化による教育改革を求める陳情。
- 2、説明者、陳情者、須崎市に在住の岡崎雄吉氏であります。
- 3、協議者として、教育委員会。教育長及び職員1名が参加をしております。

委員会の意見として、それぞれ意見が出たわけですが、第1に、陳情者の説明内容は弦楽器による音感教育で、大脳生理学的に神経伝達容量が増加し、全能的な学習能力が向上するので、小学生の低学年から取り組む必要性を強調しました。しかしながら、陳情書はあくまでも中学生の音感教育となっており、統一性に欠けるので、陳情書の取扱いとしては難があるのではないかという意見が出ております。

第2に、陳情者の熱い思いは理解をするが、全能的学習力につながる根拠の定めがないことや、学校の必修科目に取り入れるのは難しいのではないかという意見です。

次に、子どもたちの好奇心を育成し、町内にもバイオリン工房もあるので活用すれば、取り組む内容が決して悪いとは思わない。しかしながら、専門的な指導者がいないなど、全体的には無理があると考えるという意見が出ております。

教育委員会の意見としては、学校授業の必修化には問題がある。陳情書の内容は悪いとは思わないが、取り組むとすれば様々な問題点をクリアしなければならず、現実的には難しい面が多くあると考えますということです。

上記、以上の内容が主な協議の柱となり、必修化ではなく、放課後の時間を利用するなど、あるいはPTA等でも内容を紹介するなど、関心度を高める努力等は試みるようにとの意

見を付して、陳情書の取扱いとしては次のとおりとした。

4 番、審査結果は不採択。全員一致であります。反対意見なし。

以上でございます。ご審議を賜り、ご決定をいただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第26－26号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第26－26号中学生の音感教育の必修化による教育改革を求める陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第26－26号中学生の音感教育の必修化による教育改革を求める陳情を原案のとおり採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 反対全員です。したがって、陳情第26－26号は不採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第16 陳情第26－22号鍛冶屋瀬橋欄干改善の陳情書を議題とします。

この陳情議案につきましては所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 平成26年12月18日。

四万十町議会議長宮地章一様。産業建設常任委員長林健三。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

受理番号、陳情第26－22号。付託年月日、平成26年12月10日。

件名、鍛冶屋瀬橋欄干改善の陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定でございます。付記については全員一致でございます。

また、26年12月16日に陳情訂正がありました。申し出がありました。

産業建設常任委員会、平成26年第4回定例会委員会審査経過報告書。

陳情第26－22号。

件名、鍛冶屋瀬橋欄干改善の陳情書。

2、現地、東川角、西川角区長より説明を受けた。

審査の結果、採択でございます。全員一致でございます。

委員の意見といたしまして、大雨で四万十川の氾濫時に流木等がかかりにくく、水位の上昇を抑えることができる。欄干をワイヤロープに替えることで四万十川の景観にも配慮される。

執行部からの意見でございます。鍛冶屋瀬橋については橋梁の長寿命化対策と併せて欄干の整備も検討し、実施したい。

反対意見はありません。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより産業建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは産業建設常任委員会の皆さん、ご苦労さまでした。

趣旨は分かりますし、採択すべきものと私も考えますが、意見の中でと、併せて委員の意見の中で、ワイヤロープに替えることであるということです。執行部の意見の中で、欄

干の整備というのはワイヤロープに替える整備をしたいということで受け取っていいのか。

併せて、橋梁の長寿命化対策というのは具体的にどうなのか私、分かりませんので、どういう執行部の考えがあるのかと、併せて、四万十町内の中で本流はこういう形で、ガードレールでやってる橋がどれぐらいあるか分かりませんが、私の住む地域では、本流に入る支流でも、よく漬かるところでガードレールをやっている欄干もあるがですね。今年も流木が入って、極端なことを言えば、今年それをのけた住民が、たまたまその流木の中にハメがおって、ハメに刺されるということは局長には伝えてますけれども、そういう地域もあるわけですね。こういうことをやることによって、またそういった被害も防げるかもしれませんので、委員会として、これはこれとして、今後そういった四万十町全域の中で、陳情があるからではなくて、執行部の意見の中で、今後そういったガードレールの欄干についてはですか、執行部としても全町的に整備をしていくというような話合いはされたか、なかったのかについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 今、3番田邊議員から質問がありました。

その件について、執行部、橋梁の長寿命化対策というような話が出ておりました。それと委員の意見で、欄干をワイヤロープに替えるというような案件の質疑じゃったと思います。

この件については、今、東川角、西川角の丸山小学校へ行くとこの橋でございます。本流でございますが、それについては横しがガードレールでやっていることであって、この間の台風11号について、その欄干のガードレールへ流木がかかり、それで水が流れなくなり、上流域のニラ、田んぼとかハウス内、それから家屋の浸水とかがあったわけです。そういう形でこういう陳情が出てきたもので、今後それを、委員の中で話し合った結果、ロープに替えてはどうかという提案もあって、先ほど言ったように、四万十川の景観の関係、それによって流木がかかりにくいというような関係があります。

それから、あと、二番目の質問じゃったと思いますが、ほかの地域のことも考えてないのかということでしたけど、私たちの委員会の中ではそういう議論はなかった、ありませんでした。今後についてはそういうことも考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 委員長、ご苦労さんです。

ただ、お聞きしたいのは、執行部の意見の中で、橋梁の長寿命化対策というのが執行部から意見としてあったということを書かれていますね、委員長。だから、橋梁の長寿命化対策というのは、今ある橋梁に手を加えて、もし、違うか私、分かりませんので、それに手を加えて補強等。当然古い橋でしょうから耐震も、いろいろな意味での長寿命化対策ということなのか分かりませんが、具体的には、執行部のこの長寿命化対策の整備をするというのはどういうことなのかは文言では分かりません。私の勝手な推測で今言いましたが、具体的にはどういう対策を執行部はやろうとしているかということについての答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 3番議員にお答えをいたします。

先ほども言ったように、横しのガードレールでやっているわけです。そいつが今、田邊議員も行ってもらったら分かると思いますが、腐敗しているわけです。支柱を利用して、支柱はまだ腐っておりません。それに何かの方法でワイヤロープでやったらどうかということで、そんなような、長寿命化いうところはその辺です。分かりますか。ガードレールが腐っているということです。

（3番田邊哲夫君「いや、もう1回」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） 委員長。長寿命化というのは、どういうことを執行部が考えたのか、話し合いをしたのかということで、してなかったらしないでいいし。

○産業建設常任委員長（林健三君） それはしておりません。

（3番田邊哲夫君「はい、分かりました」と呼ぶ。）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第26－22号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第26－22号鍛冶屋瀬橋欄干改善の陳情書を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は採択です。

陳情第26－22号鍛冶屋瀬橋欄干改善の陳情書について委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、陳情第26－22号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第17 発委第17号四万十町議会議員政治倫理条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） 発委第17号。

平成26年12月18日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者、議会運営委員長岡峯久雄。

四万十町議会議員政治倫理条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

ページをおめくりください。

四万十町議会議員政治倫理条例、提案説明をいたします。

四万十町議会は、議会の最高規範として平成23年4月、議会基本条例を定め、議員の政治倫理について第21条で示し、同条第2項において、「前項に定めるもののほか、議員の政治倫理の細目等について別に条例を定める。」としています。今回、議会議員政治倫理条例を制定し、議員の政治倫理のより一層の向上を図り、町民の皆様により信頼される議会づくりを進めます。

この条例については第1条から第9条までとなっておりますけれども、主たる条例1、3、4条を読み上げます。次のページです。

四万十町議会議員政治倫理条例。目的。

第1条、この条例は、四万十町議会を構成する四万十町議員が町民全体の代表者として、また、奉仕者として遵守すべき政治倫理基準を定めることにより、議員は公職者として倫理観をもって行動し、議会が町民の信託に応えて、清潔かつ公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

2条は飛ばします。

3条、政治倫理基準。議員は次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

一つ。その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関して疑惑をもたれるおそれのある行為をしない。

二つ。町が処分する財産又は貸借、請負その他の契約に係る企業、団体、事業主から政治活動に関する寄付を受けないものとし、その後援団体についても政治的、又は道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けない。

3。地方自治法の趣旨を尊重し、同法第92条の2に規定する職又は町から活動若しくは運営に対する補助若しくは助成を受け、若しくは町が行う許可等と関係がある団体等の長若しくは役員若しくはこれに準ずべき職に就任することを自粛する。

4。町職員の採用、異動、昇格等人事に関して、推薦、紹介する等その他不正と思われる影響力を行使しない。

5。議決機関と執行機関の分立の趣旨を尊重し、附属機関及びその他行政機関の委員には、法に定めのあるものを除くほか、就任することを自粛する。

審査請求の手続き。

第4条、町民及び議員は、議員が前条に規定する政治倫理基準に規定する違反していると認められたときは、これを証する資料を添えて、四万十町議会議長に対し審査を請求することができる。

2。前項の規定により審査請求を行う者が町民である場合は、有権者において、四万十町の選挙人名簿に登録されている者を言いますが、総数の200分の1以上の者の連署をもって、また、議員である場合は、議員定数の6分の1以上の議員の連署をもってしなければならない。

以下の条例については、この条例案が可決すればホームページにアップをしますので、ご覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

下元真之君。

○14番（下元真之君） 一点だけお伺いをしておきたいと思います。

議会議員政治倫理条例は、主に議会運営委員会が中心になってじっくりと練ってきてくださったものを適宜と言いますか、所々で全員協議会の中へ下ろしていただきまして、その中で全議員が議論をしながら進めてきたものであるわけですが、その中で、この議員条例というものは、議員が自らを律するための条例なんだというふうに説明がずっとなされてきたわけです。

その中で私は何度も指摘をさせていただいてきたのは、議員が自分自らを律するための条例だということは本当によく分かるんですけど、しかし、これが条例化をした場合に、この条例を人にあてて見だしたら、これは大変問題が起こってくるのではないですかということをやっと指摘をさせていただきました。

例えば今読み上げてくださったところ、第3条の（1）です。改めて読みますと、「議員はその品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、疑惑をもたれるおそれのある行為をしない。」と、こういうふうにありますけれども、これはどうとでも取れる文言なわけです。どうとでも取れる文言です。こういったところを自分にあてて、ほかのこともそうですけれども、考えた場合には本当に当然のことだなというふうには思いますけれども、これを人にあてて考えだした、人にあててこの条例を見だした場合には、どうとでも取れるところが残っているので、これは大変なことが起こってくるんじゃないですかということを議論をしてきたわけであります。

その中で、ならば文言訂正なりを提出せよと、こういうこともございましたけれども、そこまでやる力量もないわけで、ようしてこんかったわけですが、議会運営委員会の中でもここら辺のあたり、自らを律するということでは分かるけれども、人にあてた場合には問題も相当起こってくるぞという、ここらあたりが相当議運の中でも議論されてきたんだというふうにお伺いしておりますので、そこら辺あたりの議論の内容を一部紹介をしていただけましたらと思います。一点、それだけです。

○議長（宮地章一君） 議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） 14番議員の質疑にお答えしたいと思いますけれども。

議会運営委員会で今質疑のあったようなことがなされたのかということですが、

確かに議会運営の中でも、これは自ら首を絞めることになるんじゃないかというご意見も確かにありました。

が、提案理由の説明どおり、議会基本条例を23年4月に全員で、全議員で決定をした中で、議員の政治倫理条例細目等については別に定めるとして決定をしております。前議会運営委員会からですので、3年以上も議会運営委員会で協議をしながら、あらかたの提案ができるようになったら、全員協議会でも協議を重ねてきた結果がこういうことです。

時間を置いて、この文言で大丈夫ですかというのは皆さんにいろいろ時間をかけて諮って、3年という月日を費やしましたがけれども、この中で、パブリックコメントでもやはり当然のことですというご意見もいただいておりますし、基本的にはやってはいけないことを明文化するということと私は思っておりますので、先ほど質疑のあった分については、先ほど述べましたようなことはありましたけれども、人としての道を貫くということで、この条例を提案させていただきました。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 一点だけ。

3条で、先ほど委員長、岡峯議員が説明された3条の5。ちょっと語句ですが、5番です、3の5です。「議決機関と執行機関の分立の趣旨を尊重し、附属機関及びその他行政機関の委員には、法に定めのあるものを除くほか」というのが、これが除いてないと、除くほかいうたら、またちょっと日本語としてどうなのかという、私自身パッと疑問に、字句ですよ。法に定めのあるものを除いてということでしょう。ほかの者は、法に定めのあるもんについては構んけれども、それ以外は就任することを自粛するという日本語の意味じゃとは分かるがですけど、法に定めのあるものを除くほかというのがちょっと日本語として、法に定めのあるものを除いてのほうが、除いて、就任することを自粛するほうが、これ、日本語としては通じるがじゃないかなという、文言の疑義を持つだけですが、発議者として、私の日本語が間違いなのか、あなたの提案の日本語が正しいのか、少しもしあれあったら休憩を取ってもらって、検討してもらえればありがたいというふうに思いますが、時間的にもまだ、1時間経ってますので。

議長、急なことを言いましたので、委員長もお困りかと思っておりますので、休憩を取っていただいて、もしそこら辺は、再度議運でこの文言だけ検討していただければありがたいと

と思いますが。議長、休憩の動議をお願いしたい。

○議長（宮地章一君） 暫時休憩します。

午後 3 時44分 休憩

午後 4 時00分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑に対しまして、議会運営委員長より答弁願います。

議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） それでは3番議員の質問であります第3条の第5、法に定めのあるものを除くほかは、条例文にはこういった書き方をしますので、変更はいたしません。

もう一点、第4条の1行目ですけれども、議員が前条に規定する政治倫理条例基準に規定するの、「規定する」については削除をいたします。

なお、文言については議長の整理権にお任せすることといたします。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） 一点だけお伺いします。

疑惑を持たれた例えば議員と、対象議員ということになるかと思いますが、弁明の機会というのはどこで与えられているのでしょうか。

○議長（宮地章一君） 議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） 8番議員の質疑にお答えしたいと思いますけれども、今の質疑に対しては、第5条政治倫理審査会の設置とありますけれども、その中に時間を取れると考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） 第5条と言いましたね。第5条の4項に当たるわけですか。4項と、それから第6条の「審査対象議員は、審査会の要請があるときは、審査に必要な書類を提出し、又は審査会に出席し意見を述べなければならない。」と、ここで弁明の何が与えられてるわけですか。

○議長（宮地章一君） 議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） そのとおりでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発委第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第17号四万十町議会議員政治倫理条例の制定についてを採決します。

発委第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。反対者、津野吉得君、榎野章君、緒方正綱君、橋本章央君、下元真之君、林健三君、以上です。したがって、発委第17号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第17号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第18 発委第18号アスベストによる健康被害の救済と対策を求める意見書、日程第19 発委第19号トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書、日程第20 発委第20号治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書、以上、発委3議案を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

総務常任委員長山岡義正君。

○総務常任委員長（山岡義正君） それでは意見書を発委させていただきたいと思いま

す。この意見書の説明については昨日陳情と一緒に説明をしておりますので、簡単に説明させていただきたいと思います。

発委第18号。

平成26年12月18日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者は、総務常任委員長山岡義正でございます。

アスベストによる健康被害の救済と対策を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

裏面をご覧ください。

アスベストによる健康被害の救済と対策を求める意見書でございます。

内容につきましては上記に書き上げております。

それで、下の列記した4項について読み上げて提案させていただきたいと思います。

石綿による健康被害の救済に関する法律を改正し、指定疾病を拡充すること。

二つ。検査・医療体制の確立を急ぐとともに、そのための費用等について必要な措置を講ずること。また、検査費用の補助等も同様とすること。

3. 被災労働者の家族や工場の周辺住民の健康管理体制と補償を充実すること。

四つ。社会福祉施設、医療機関、学校等、多数の住民が利用する公共・民間建築物のアスベスト除去を促進するため、助成制度や融資制度等の支援措置を早急に講じることとなっております。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年12月18日。

高知県高岡郡四万十町議会。

宛先は、今のところまだ決まってないんですが、1月24日、今度議会があるそうですが、そのときに決まるそうですが、宛先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、法務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官となっております。

二つ目。発委第19号でございます。

平成26年12月18日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者、総務常任委員長山岡義正でございます。

トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書です。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

裏面をご覧ください。

トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書でございます。

内容につきましてはここに列記しておりますが、最後だけ読み上げます。国におかれては、安定した就業の場と安全で健康的な職場環境とを維持確保する観点から、「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のための抜本的な対策を速やかに講ずるとともに、被害者の早期救済を図るため、「トンネルじん肺基金」を早急に創設するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年12月18日。

高知県高岡郡四万十町議会。

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、法務大臣となっております。

宛先は、あと国土交通大臣、それから防衛大臣、内閣官房長官でございます。

以上、この2件です。

それから3件目でございますが、発委第20号でございます。

発委第20号。

平成26年12月18日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者は、総務常任委員長山岡義正でございます。

治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書でございます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

裏面をご覧ください。

治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書でございます。

こういった理由を書いておりますが、よって政府は治安維持法犠牲者国家賠償法、仮称でございますが、を制定し、犠牲者に一日も早く謝罪と賠償を行うよう要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年12月18日。

高知県高岡郡四万十町議会。

内閣総理大臣宛てでございます。

以上3件でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第18号アスベストによる健康被害の救済と対策を求める意見書を採決します。

発委第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第18号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第18号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

これより発委第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第19号トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書を採決します。

発委第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第19号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第19号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

これより発委第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第20号治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書を採決します。

発委第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。反対者、津野吉得君、中屋康君、下元真之君、緒方正綱君、吉村アツ子君、以上です。したがって、発委第20号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第20号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第21 発委第21号「持続……。
暫時休憩します。

午後4時16分 休憩

午後4時23分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第21 発委第21号「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向けた意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 発委第21号。

平成26年12月18日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者、産業建設常任委員長林健三。

「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向けた意見書。

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向けた意見書。全文は目を通してください。括弧の四つ目から読み上げます。

地域を支えるJAグループの意見を見無視した法改正が進むと、農業振興を産業振興策の中心に据える当地域におきましては、生産者・地域住民が将来の展望を描くことは難しく、地方の衰退が危惧されるなど、多くの課題を発生させることにつながると考えられます。

したがって、政府の農業法の改正案の取りまとめに当たっては、これまで農業や地域社会に対して果たしてきたJAの役割を踏まえるとともに、同グループの自己改革の実現への決意を尊重していただき、地方の創生につながるような改正になることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日。

高知県高岡郡四万十町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣でございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

西原眞衣君。

○1番（西原眞衣君） ちょっと文面を簡単に読ませてもらったんですけど、委員長に質問したいんですが、2段落目の上から2行目、「自主・自立の協同組合として自己改革の検討に着手し」という部分があるんですけど、この自己改革の中身をつまびらかに説明していただきたいんですが。

私が理解しております範ちゅうでは、全中の中央会の、全中と呼ばれていますよね、一般的に。全中の一般社団法人への移行とあるんですけど、全中が単一農協に、全国の単一農協に対する監督・指揮権のようなものを従来持ってて、今の安倍政権の規制緩和の意向の中で、範ちゅうで、だから、監督・指揮権みたいなものを、全中からそういう権利を取るといえるのか、そういうものを、そういう規制を掛けないような方向にということだというふうに自分なりに解釈してるんですけど。そのぐらいのことしか分からないので、農協の、JAグループの自己改革の検討という部分の、自己改革の中身について教えていただきたい。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 自己改革というのは、全国的にも政府の方針は農協を一つにしていく。高知県では一つの改革じゃと思いますが、それをやられたときには本当に自己改革されるような形で、何もできないというような、言うたら私たち、18年3月、18年でしたか、合併した。そういうことによって、私は大体合併は反対ですけど、そういう自主的なものがないなるわけです。地域の力というか。そういうことを意味していると思います。あとの論議はしておりません。

○議長（宮地章一君） 西原眞衣君。

○1番（西原眞衣君） してない論議に踏み込んだかどうかということは、ちょっと私の質問を聞いてから判断していただきたいんですけど、全貌が分からないので。

自己改革というのは、だから農協が、簡単に言えば生き残るための自己改革だと思うん

ですよね。改革というからには、何をどう変えるか。つまり従来のものを改革するということが必ず含まれていると思うので、どこをどういうふうに変えるという内容を持った自己改革であるのかを説明していただかないと。自己改革というのは、決意して通用するものではない。実践してこそ、実現可能性があってこそ通用するものだと思うので、この自己改革の、つまり、従来の何をどういう方向に改革するのかを教えていただかないと、これに賛成できるかどうかの自分の判断ができないんですね。委員長がお答えになれる範囲で答えていただきたい。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 1 番議員にお答えします。

書いて字のごとく、自己改革でございますので、それについては検討しておりません。
以上です。

○議長（宮地章一君） 西原眞衣君。

○1 番（西原眞衣君） それでは、それでは委員長。つまり産業建設委員会の検討の内容からは、私の判断の資料はいただけないということになります。

以上。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発委第21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第21号「持続可能な農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現に向けた意見書を採決します。

発委第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 賛成多数です。反対者、西原眞衣君、以上です。したがって、発委第21号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第21号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第22 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第23 閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から常任委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また、議会運営委員長から所掌事務の調査事項について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から閉会中の継続審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また、議会運営委員長から所掌事務の調査事項についての申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長から閉会中の継続審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また、議会運営委員長から所掌事務の調査事項についての申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

発言取消しの留保を宣告いたします。

昨日一般質問の1番議員の発言については、後刻会議録を調査の上、不穏当発言があった場合には措置することにいたします。

以上です。

（1番西原真衣君「質問」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） できません。

ただいまから暫時休憩します。

午後4時35分 休憩

午後4時45分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第4回四万十町議会定例会を閉会します。

午後4時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規程によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員